

和、洋、書、局、刊

異人界圖の突惜

1927年

分館各館入少年部

は し が き

「婦人労働の実情」は一九五三年からひきつづき刊行しておりますが、これはその一九五七年分をとりまとめたものです。

最近の働く婦人の現状をおつたえするため総理府統計局労働力調査、労働省毎月勤労統計調査、同労働異動調査、同個人別賃金調査、同労働組合基本調査、文部省学校基本調査、その他の労働統計の中から婦人に関するものをひろい、これに簡単な説明を試みました。より詳しい実情をごらんになりたい方のためには、別刊婦人労働統計資料、女子保護の概況、労働組合の中の婦人——いずれも一九五七年分——などの資料が御参考になると存じます。

一九五八年九月

一九五七年婦人労働の实情

目次

一、婦人の就業

- 労働力人口
- 就業者
- 雇用者
- 労働市場状況
- 失業者

二、婦人の賃金と労働時間、日数

- 賃金
- 労働時間、日数

三、婦人の労働保護状況

- 労働基準法における婦人の保護
- 労働基準法中女子に関する条文の違反

母性保護規定の整備状況

婦人と労働衛生

婦人と労働災害

四、労働組合の中の婦人

組合加入状況

組合活動状況

婦 婦 婦 婦 婦

一九五七年婦人労働の実情

一、婦人の就業

一九五七年は、前年のいわゆる神武景気の余波をうけた好景気と、その結果の生産過剰のひきしめによる不況とが入り交り、労働事情が不安定な年であつたにもかかわらず、婦人の労働力人口はこの年も、前年にくらべて増えたり、婦人の労働がわが國の産業発展の上にかくことのできないものであることははや動かせない事実となつています。十四才以上女子人口のうち過半数（五四・五％）は労働力人口（注）で、男子を含めた総労働力人口の中でも四割は婦人ですから、生産活動の中で婦人の果している役割は大きなものであります。

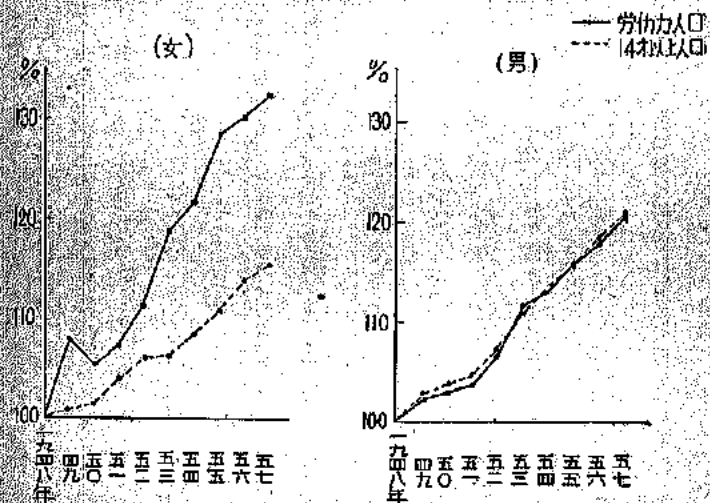
（注）労働力人口とは就業者と失業者の計をいう。

労働力人口

一九五七年の女子労働力人口は男子に比べて増加の割合が少く、やや停滞気味となつています。しかし戦後十年の傾向としてみると女子のばあい、労働力人口は十四才以上人口の増加をはるかに上まわり、四八年では非労働力人口が過半数であつたものが、五七年には逆転して、労働力人口の割合がずっと多くなつています。（図一、図二）この増加は特に二〇才以上の層にいちじるしく、二〇才未満の年少者は減少の傾向をさらにつよめてきています。

そしてこの状況をさらに詳しくみますと、五七年の総労働力人口四、三七二万人のうち女子は一、七九二万人で前年より三四万人の増加、男子は二、五七九万人で六三万増、前年にひきつづき男子の増加が優勢をしめています。しかし女子の十四才以上人口は前年より四二万増（三、二九二万人）とすきき、男子の六三万増に比べて少なかつたので、労働力率は五四・五％と、前年と同率になっています。（表一）

図2 14才以上人口および労働力人口の推移 (1948~57年) 1948年=100



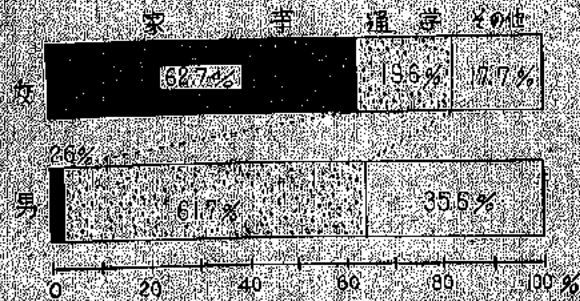
総理府統計局一労働力調査

表2 主な活動別非労働力人口 (1953~57年)

	女				男			
	総数	家事	通学	その他及び不詳	総数	家事	通学	その他及び不詳
1953年9月	1,422	941	222	260	435	16	242	188
1954年9月	1,440	944	247	249	439	18	257	177
1955年9月	1,569	884	235	250	461	16	259	164
1956年9月	1,463	936	267	261	506	13	304	186
1957年9月	1,483	930	290	263	491	13	303	175

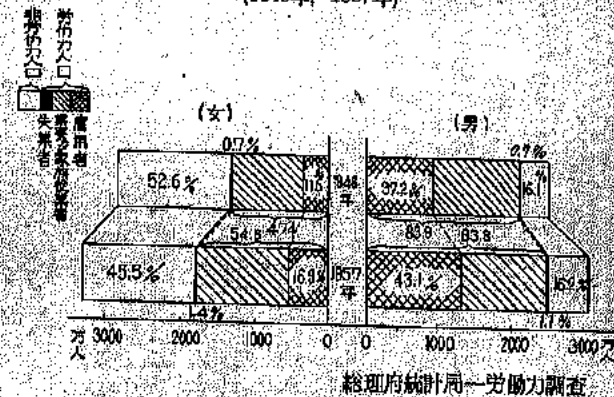
総理府統計局一労働力調査

図3 男女別、非労働力人口の内訳 (1957年)



総理府統計局一労働力調査

図1 男女別、労働力、非労働力人口の割合 (1948年、1957年)



総理府統計局一労働力調査

表1 14才以上人口、労働力人口、非労働力人口 (1948~57年)

年	別	14才以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力人口比率	労働力人口の男女別構成率
女						
1948年 平均		2,847	1,350	1,496	47.4	38.7
1949年 //		2,871	1,461	1,410	50.9	40.1
1950年 //		2,887	1,423	1,464	49.3	39.4
1951年 //		2,935	1,438	1,497	48.8	38.8
1952年 //		3,017	1,504	1,513	49.9	39.8
1953年 //		3,027	1,608	1,420	53.1	40.2
1954年 //		3,088	1,644	1,442	53.2	40.6
1955年 //		3,155	1,732	1,418	54.9	41.2
1956年 //		3,250	1,758	1,468	54.1	41.1
1957年 //		3,291	1,792	1,494	54.5	41.0
男						
1948年 平均		2,542	2,134	408	83.9	61.3
1949年 //		2,614	2,184	430	83.6	60.0
1950年 //		2,637	2,193	444	83.2	60.6
1951年 //		2,661	2,213	448	83.2	60.4
1952年 //		2,727	2,272	455	83.3	60.2
1953年 //		2,822	2,385	437	84.5	59.3
1954年 //		2,881	2,413	468	83.8	59.6
1955年 //		2,946	2,467	474	83.7	58.8
1956年 //		3,016	2,516	495	83.4	58.9
1957年 //		3,079	2,579	495	83.8	59.0

注 1) 14才以上人口中に占める労働力人口の割合である。

2) 1956年1月から満14才以上人口は国勢調査及び人口動態統計に基づいて推計した数字を用いその他の結果はこれを基礎として算定することに改められている。1953年以降の数字についてもさかのぼって修正した数字を用いた。

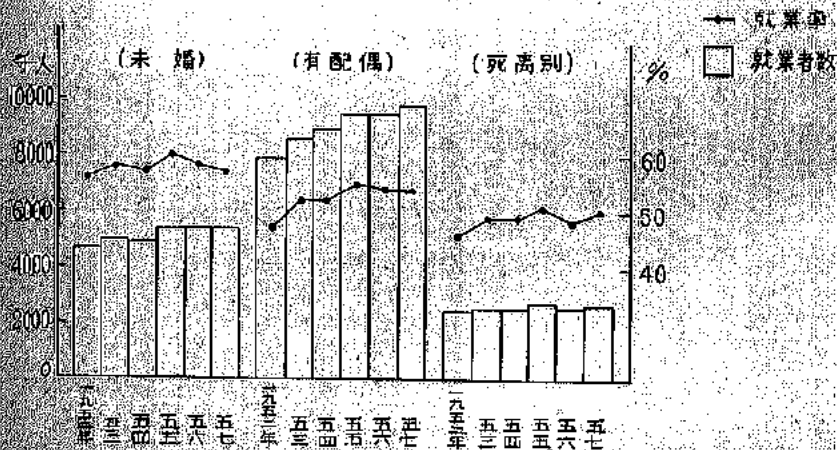
総理府統計局一労働力調査

表3 年齢階級別男女就業者の推移 (1954~57年) (万人)

	14~19才		20~39		40~64		65才以上	
	女	男	女	男	女	男	女	男
1954年	225	263	785	1,093	534	904	75	120
1955年	238	271	837	1,138	563	887	81	133
1956年	226	266	858	1,175	572	901	80	132
1957年	232	257	870	1,228	588	933	80	131

総理府統計局—労働力調査

図4 女子の配偶関係別就業者数および就業率の推移 (1952~57年)



総理府統計局—労働力調査

(図3) 面、農林業では多少の増加があつても大体的に横ばい状態を占めていた。

この非農林業の増加状況を産業別にみてみると、卸売・小売業及び金融保険不動産業(一五万増)、製造業(一二万増)、サービス業(一三万増)

が主なものであり、ことに前年よりかなりの増進がみられることは、五六年以来の景気上昇の余波が及びつつある生産活動を活発にしていたものと考えられます。(表4)

産業上の地位別にみ

女子の非労働力人口は、前年より三万増を計り、この増加は結婚と結婚生活の推移によるものと推察され、またこの年の家事に従事する者が前年よりかなり減少していることからも、経済の好転が年少者の労働市場より進学、家庭婦人への転移傾向がみられることが察せられます。(表2、図3)

(注) 非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等、現在就業意思のない人、又は就業できない人々をいう。

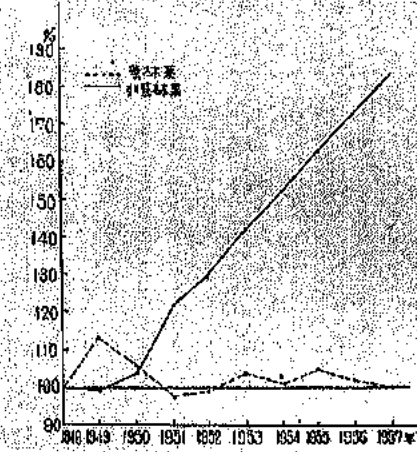
就業者

一九五七年の女子就業者は前年より三八万増加して、七六七万人、失業者は三万減つて二五万人となつています。就業者のうちの上で目立っているのは、十四才より十九才の年少者層が二〇、三年減少ないしは横ばい状態であるのに、二〇才より三九才、四〇才より六四才の層が増加していることです。これに四〇才より六四才台では前年より一六万増え、二〇才より三九才台も一二万増加で、女子就業者の比重が高年齢層に大きくなつていくことを示しています。(表3) この傾向は配偶関係にもあらわれています。すなわち、有配偶の就業者が前年より三〇万増、ついで未婚者等の死別別者が七万増、又、その就業率(注)は五七・〇%、四九・九%を示し、五年間の五二年とくらべて未婚者の就業率が殆ど変わらないのに対して既婚婦人の就業率は、かなり向上となつており、前記女子就業者の高年齢化の傾向を裏付けています。(図4)

(注) 就業率は十四才以上人口のうち就業者の割合をいう。

産業別にみた女子就業者——就業者を更に農林、非農林別にみると、農林業では前年にひきつづき減少傾向をみせて、八三二万人、それと比べて非農林業は四九万増の九三六万人、前年とほぼ同じ増加傾向をみせています。しかしなお農林業の女子は就業者の半数近くを占めており、男子が三分の一にすぎないのとくらべて特徴的といえます。一方、戦後における非農林業の女子就業者の増加は飛躍的なもので、一九四八年からみると八三%の増加、やや二倍に近くなっている反

図5 農、非農別女子就業者の推移
(1948~57年) 1948年=100



総理府統計局—労働力調査

表4 産業別就業者 (1956~57年)

		全産業	農林業	非 農 林 業										計
				漁業及び水産 従業業	建設業	製造業	卸売及び小売業	運輸及び通信業	サービス業	娯楽業	その他			
女	1956年	万人 1,729	万人 843	万人 887	万人 11	万人 4	万人 21	万人 269	万人 304	万人 25	万人 235	万人 17	万人 1	
	1957年	万人 1,767	万人 831	万人 936	万人 14	万人 6	万人 26	万人 281	万人 319	万人 27	万人 240	万人 15	万人 2	
男	1956年	万人 2,481	万人 832	万人 1,649	万人 47	万人 42	万人 160	万人 494	万人 397	万人 181	万人 227	万人 100	万人 1	
	1957年	万人 2,552	万人 802	万人 1,750	万人 49	万人 53	万人 172	万人 531	万人 413	万人 189	万人 243	万人 98	万人 1	

総理府統計局—労働力調査

女性が農、非農別就業者として、農林業に就くのは、近代化の過程で、農業の労働力が減少するにつれて、非農林業に就く者が増加する傾向がある。表4のデータから、1956年から1957年にかけて、女性の農林業就業者は減少していることがわかる。一方、非農林業の就業者は増加している。これは、農業の労働力が減少し、非農林業の労働力が増加していることを示している。また、表4のデータから、女性の非農林業就業者の増加は、製造業、卸売業及び小売業、サービス業、娯楽業、その他に集中していることがわかる。これは、女性の労働力が非農林業の労働力に集中していることを示している。

一九五七年における女子就業者のうち、注目されるのは雇用者と、自営業者が増加し、家族従業者が減少したことである。とくに雇用者が増加し、家族従業者が減少するという現象は前年にひきつづいてみられるもので、このことから、女子労働の近代化は、年を追って進んでいるといえるであろう。(図7)

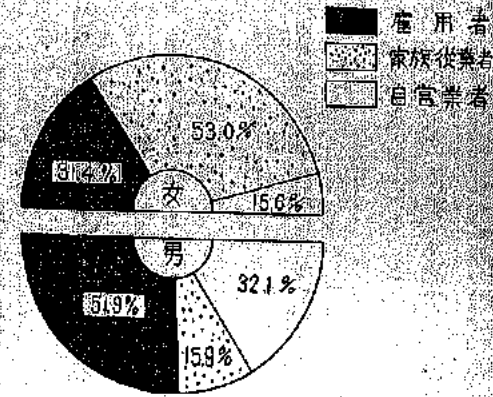
従って、就業者総数中家族従業者の割合は前年より約二割減の五三・〇％、雇用者が三一・四％、自営業者は一五・六％という割合になります。しかし男子就業者の半数が雇用者で、家族従業者は二六・七％と高い割合を占めています。(図8)

女子就業者中、農林業が減少したのは、家族従業者が減少したことによるもので、自営業者はかえって前年より増加しており、男子の自営業者がほぼ同数減少していることからみて、おそらく婦人が男子と代って業主となつたことが考えられます。非農林業では増加の大部分が雇用者であり、農林業の家族従業者が、雇用者になったことが考えられます。

女子の就業者と季節的変動

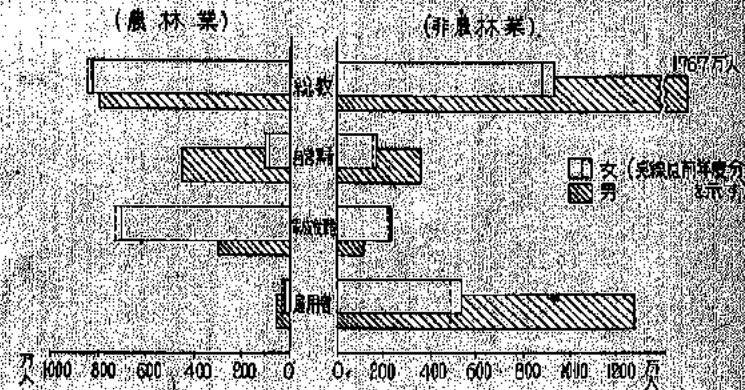
女子就業者の他の特色は季節によつて数の変動が多いということです。前にも述べた通り、女子は男子とちがつて農林業に従事するものが就業者の約半数を占めており、日本農業の現状では季節的な農閑期の差がいくぶん、しかも主として家族労働によつて起るため、農林業に従事する女子就業者数が季節によつて大きく変動します。五、六、七月、および十、十一月は農繁期で、就業者数は急増し、十二月、一月は反対に農閑期で激減します。六月のピークでは一月の六割の増加を示しています。男子の農林業就業者もやはり季節的な変動を免れませんが、女子ほどはけしい差はありません。一方非農林業では農林業のような急激な変動はありませんが、農閑期の五、六月にはやや就業者数が減少し、逆に農閑期の十一、十二月には増えており、男子が同じ傾向を示すよりも変化が大きいこと、比べて、女子の方が農閑期に就く者が減少し、非農林業に就く者が増加する傾向があることがわかります。

図6 男女就業者の従業上の地位別割合
(1957年)



総理府統計局一労働力調査

図7 農、非農および従業上の地位別就業者数
(1957年)



総理府統計局一労働力調査

とに現在の仕事のほかに仕事を希望する追加就業希望者の季節的変動とあわせてみますと、農林業では六月、七月の農繁期には最低の、又一、二月の農閑期には多数の希望者が出ています。

この追加就業希望者は主として家族従業者であり、農閑期に不要となつた婦人が他に仕事を求めることがはつきりしめられています。この点非農林業の追加就業希望者は農林業のそれとほぼ同数ありますが、このような顕著な季節的変動はありません。(図8)

就業時間についても農林業と非農林業では、はつきり異つた様相をしめし、五、六月には通間合計時間は四九時間、十月には四四時間となつており、一月の二六時間からみると約倍の就業時間となつています。非農林業では全休として農林業より就業時間が長く、農林業の平均三八・一時間に比べて四八・五時間となつていますが、農林業のような季節的変動はありません。就業時間は男女とも増えていく傾向にありますが、農林業では農繁期と農閑期の就業時間の差が前年程大きくなく、最大時間数が減つて、最少時間数が増えています。(図9、10)

雇 用 者

一九五七年の女子雇用者数は、生産過剰からくる不況のきざしが、商業の一部に自くもあらわれてきたにも拘らず、相交らず上昇がつづいて、五五五万人に達しました。これは前年より四三万人の増加であり、男子の増加数は九五万、女子の倍以上になつていますが、増加率からいうとその差はせまりつつあるといえ、ここ一、二年來の傾向を保持して、女子は八・四%、男子の七七%をしのいで依然優勢をしめています。従つて雇用者総数中における女子の割合は二九・五%となり、女子のしめる割合が年々増えています。(表5)

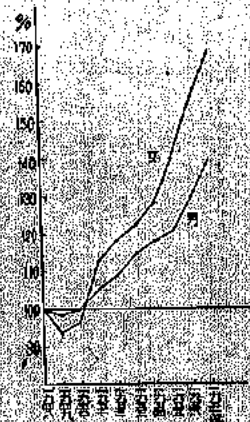
女子雇用者数の戦後十年間における推移をみますと、その急激な上昇はめざましく、一九四九年から五〇年にかけての企業整備からくる一時的な雇用増退はありましたが、五〇年から五一年にかけておこつた朝鮮動乱の影響で雇用者が増大し、それ以後は経済の復興が進むにつれて年々増加し、五六年にはいわゆる利根費支給のついで雇用者数、遂に五〇〇〇万人を突破するに至りました。これを一九四八年を「一〇〇」とする指数でみますと、五五年のうちに生じ度

表5 雇用者数の推移 (1948~57年)

年 別	計	女 子	男 子	年別雇用者 総数中女子 の割合	増加率 (指数)	
					女 子	男 子
1948年	1,274	329	945	25.8	100.0	100.0
1949	1,242	309	933	24.9	93.9	98.7
1950	1,285	317	968	25.1	96.4	100.3
1951	1,370	372	998	27.2	113.1	105.6
1952	1,421	390	1,031	27.4	118.5	109.1
1953	1,494	405	1,089	27.1	123.1	115.2
1954	1,540	424	1,115	27.5	128.9	118.0
1955	1,610	466	1,144	28.9	141.6	121.1
1956	1,744	512	1,231	29.4	155.6	130.9
1957	1,881	555	1,326	29.5	168.7	140.3

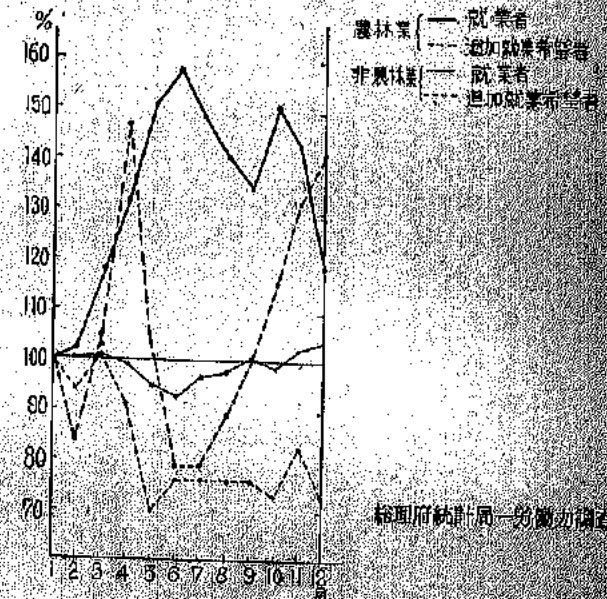
総理府統計局一労働力調査

図11 男女別雇用者の推移
(1948~57年) 1948年=100



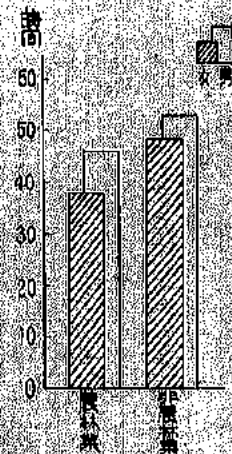
総理府統計局一労働力調査

図8 農、非農別女子就業者及び追加就業希望者の季節的変動
(1957年) 1月=100



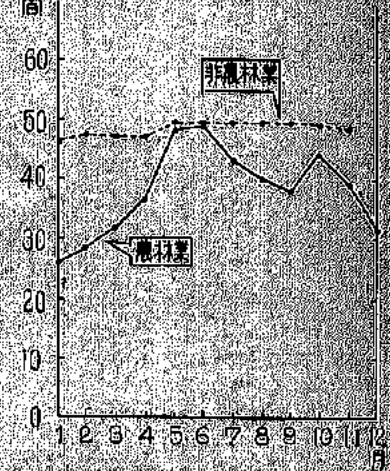
総理府統計局一労働力調査

図10 農、非農および男女別週間
合計就業時間の年別推移
(1957年)



総理府統計局一労働力調査

図9 農、非農別女子就業者の週間合計
就業時間の月別推移 (1957年)



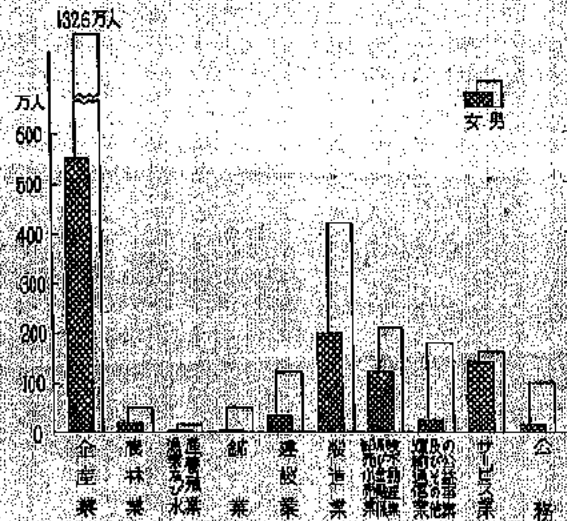
総理府統計局一労働力調査

表6 産業別女子雇用者数の推移 (1955~57年)

産 業 別	1955年		1956年		1957年	
	平 均	総数中女子の割合	平 均	総数中女子の割合	平 均	総数中女子の割合
全 産 業	466	28.9	512	29.4	555	29.5
農 業	19	35.2	22	35.5	21	30.4
林 業	447	28.7	491	29.2	534	29.5
漁業及び水産養殖業	2	9.5	2	9.1	2	11.1
鉱 業	5	10.0	4	9.1	6	10.5
建設業	19	14.3	20	15.8	25	17.1
製造業	164	31.8	184	31.6	202	31.5
紡 織	78	66.1	85	64.4	81	66.9
その他の製造業	85	21.4	98	21.8	121	23.2
小売業	100	35.2	107	35.1	116	36.3
金融業	23	12.6	25	12.7	25	12.6
運輸業	117	46.1	133	46.8	141	46.5
その他のサービス業	16	13.7	17	14.7	16	14.0
公 務	9	—	0	—	0	—

総理府統計局一労働力調査

図12 産業および男女別雇用者数 (1957年)



総理府統計局一労働力調査

をみれば、前年の二二・九から、四二・一まであり、五七年には一八・八を占めています。男は女性に比べてこれほど急な上昇はめしていません。五六年から急増する方が目立ち、五七年には一四・〇となっています。(図11)

産業別の雇用者

このような雇用者の動きを産業別にみてみますと、前年増加の割合が大きかった製造業はあまりのびず、卸・小売および金融保険業が増え、従来優勢であったサービス業が停滞しています。とくに目立っていることは従来減少の傾向にあった鉱業や、伴流気味であった建設業等に雇用者が増えたことで、ことに建設業では前年末からの増加が持続され、上半期には前年の四割から五割増の雇用者数を占めています。これは前年の好景気による生産拡大の影響が尾をひいていたものと考えることができそうです。

雇用者数の最も多いのは製造業の二〇二万人で、総数の三六・四%、ついでサービス業の一四二万、卸小売および金融保険不動産業の一八万となっていて、この三産業が女子雇用者数の大部分(八三%)をしめており、前年よりの増加数四三万人の約九割はこれらの産業に吸収されています。(表6、図12)

次に製造業における雇用者の動きを常用雇用者三〇人以上の事業場についてみますと、(注)雇用者の増加は前年末から上半期までひきつがれ、前年同期の一割増強をしましたが、下半期には生産過剰に対する引き締めがおこなわれ、操業短縮などにより雇用者の減少があらかになり、年末には前年の約五%増にとどまっています。ことに製造業における女子雇用者数の四割をしめる紡織業では、操短の影響を最も早く受けたものの一つで、六月を境としていちじるしく減少し、年末には殆ど前年と同数になっています。その他の製造業については多少の程度はありますが、下半期の減少は免れません。しかし主として機関係の製造業では比較的年間を通じて高い雇用水準を保っており、殊に電気機器、輸送用機器、ゴム、化学等では男子の増加率を大中に上回っており、前年よりの設備拡大ともなう機械類の需要がまた盛んでこの方面への女子雇用も年々男子より増加の割合が多くなっている現状をしめています。

表7 男女別、職・勞・日雇別雇用者 (割合) (1955~57年)

	総 数	経 営 事 務 者	常 用 勞 務 者	日 雇 勞 働 者
1955年 女	100.0	32.8	55.4	11.6
1955年 男	100.0	34.9	57.6	7.5
1956年 女	100.0	32.0	57.5	10.5
1956年 男	100.0	32.9	58.6	7.5
1957年 女	100.0	31.2	57.8	11.6
1957年 男	100.0	32.7	59.5	7.8

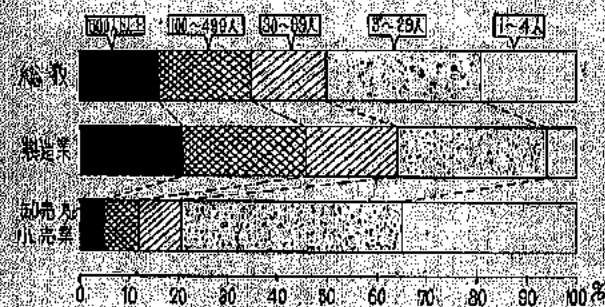
総理府統計局—労働力調査

表8 職・勞・日雇別雇用者数 (1957年)

性 別	総 数	経 営 事 務 者	常 用 勞 務 者	日 雇 勞 働 者
女	555 万人	173 万人	318 万人	64 万人
男	1,326 万人	434 万人	789 万人	103 万人

総理府統計局—労働力調査

図13 女子常用労働者の規模別構成 (1957年)



総理府統計局—労働力調査

(注) 毎月勤労統計調査

—職員、労働者、日雇別にみた雇用者—

女子雇用者の増加を職員、労働者、日雇別にみますと、職員、労働者の割合が前年にくらべて減少し、日雇労働者が増加しています。一九五七年における女子雇用者中、職員といわれる層——経営事務技術者は一七五万人で、全体の三十一%、常用労働者見習徒等は三二八万人で五十七%、日雇労働者は六四四万人で二二%、前年に比べて職員、労働者の割合が減り、その分だけ日雇労働者の割合が増えています。男子の場合も同様な傾向ですが、職員、労働者とも減少の割合が僅かで、日雇労働者の増え方も女子よりは少くなっています。経済状態の不調が、常用雇用よりも日雇に向わせたものと考えられ、とくに女子にその影響が強くなっています。(表7、8)

—事業場の規模別にみた雇用者—

女子雇用者の事業場規模別分布(注)をみますと、最も多くみられるのは五二二九人までの事業場で、全体の三一・一%をしめており、これに四人未満(一九・〇%)、及び三〇~九九九人(二五・〇%)の事業場をおおせますと、女子雇用者の三分の二が一〇〇人未満の中小企業に働いていることとなります。あとは、一〇〇~九九九人に一八・九%、五〇〇人以上に一五・九%働いていることになっています。男子の場合も女子とほぼ同じ傾向ですが、女子の方がやや小規模の事業場に多く、五〇〇人以上の大規模事業場に少くなっています。

産業別にみますと、女子雇用者の過半数をしめる製造業では約一割が五人未満の零細事業場に働いているほかは、だいたい一割にそれぞれの規模で分散していますが、総じて一〇〇人未満の中小企業に働いている女子は五割にのぼっております。そのうち女子の多い紡織業でも一〇〇人までの事業場に約半数が働いています。また卸売及び小売業では五二二九人(四四・四%)、一〇〇~九九九人(三五・〇%)の小規模事業場に総数の八〇%が従事しており、規模が大きくな

多に就いておられるものと見られます。(図13)

(注) 毎月勤労統計調査(昭和30年)の資料による。

次に一九五七年一年間における女子常用労働者の入職状況を規模別にみてみますと、五〇〇人以上の事業場には前年とほぼ同じの二〇・九%が入職しており、一〇〇〜四九九人と、三〇〜九九人と約四〇%づつ入職しており、前年に比べ一〇〇〜四九九人の事業場に入職する割合が増えています。なお臨時・パート職名義のものは前年に比べて一〇〇〜四九九人の事業場に入職する割合が減つて、大規模事業場にやや多くなっています。(図14)

女子雇用者の特性

さきに労働力人口の項で、派遣は高年令の婦人や既婚の婦人が非常に多く働いている現状をみました。しかし雇用労働者となると様子は大きく異なり、年令の若い未婚者の圧倒的に多いことが、わが国の婦人労働者の特色となつていいます。今日では、学校を出た婦人が職場に出て働くことは全くあたりまえのことになつていますが、この人々の多くは結婚までの数年間を職場で過ごし、やがて退職して家庭に入り、他の若い人々と交替します。このような働く婦人のあり方が、男子と異なる婦人労働者のさまざまな特性を生みだし、それが又婦人の労働条件や職場における地位に大きな影響を及ぼしていることはみのがすことができません。次にこれらの特性のいくつかを一九五四年四月の労働省個人別賃金調査から拾つてみましょう。この調査は、七大陸業部門の規模一〇人以上の事業場を対象として行われたものです。

まず働く婦人は若いということですが、婦人労働者の平均年令は二五・四才で、男子の三三・二才とはかなりひらきがあります。(表9) 年令別の分布でみますと、二〇才未満が三三・八%、二〇〜二五才が三四・五%、合計六七・三%が二五才未満の若い婦人によつてしめられています。男子では二五才未満の人は二八・八%にすぎません。(図15) 又配偶関係を昭和三〇年の国勢調査によつてみますと、未婚者は全体の四五%をしめ、配偶者のあるものは二二%、

図14 新規入職者(常用)の規模別構成
(1956, 1957年)

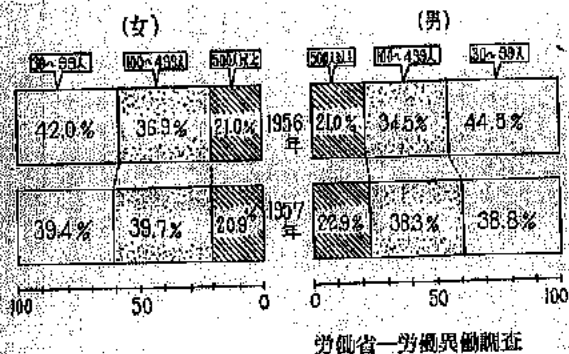


表9 産業別平均年令、勤続年数、
扶養家族数 (労働者及職員)
(1954年4月)

	平均年令		平均勤続年数		平均扶養家族数	
	女	男	女	男	女	男
産業計	25.4	33.2	3.6	7.2	0.20	2.15
鉱業	31.8	34.7	4.7	7.4	0.54	2.81
建設業	30.8	34.1	2.1	4.1	0.49	1.86
製造業	24.9	32.6	3.4	6.4	0.16	2.04
卸売及小売業	26.6	31.5	3.0	5.2	0.20	1.69
金融及保険業	26.3	34.8	4.5	7.4	0.22	1.03
運輸通信その他の公益事業	25.6	33.9	5.2	10.1	0.27	2.43

注1) 所得から控除をみとめられる法定扶養家族
労働省—個人別賃金調査

図15 男女労働者の年令別分布
(1954年4月)

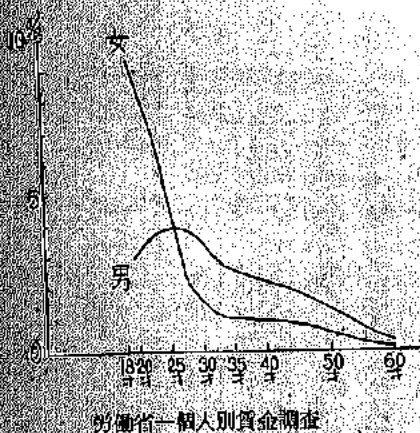
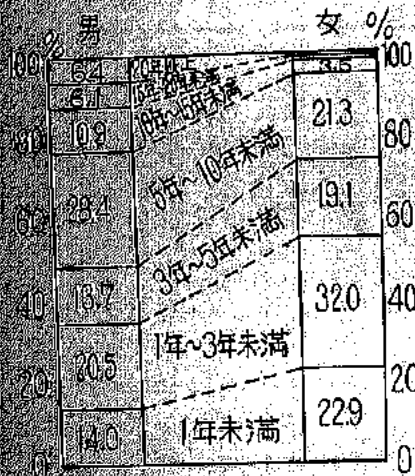
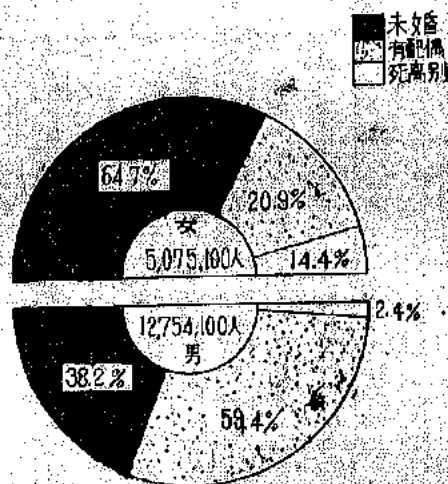


図17 労働者の勤続年数別構成
(1954年)



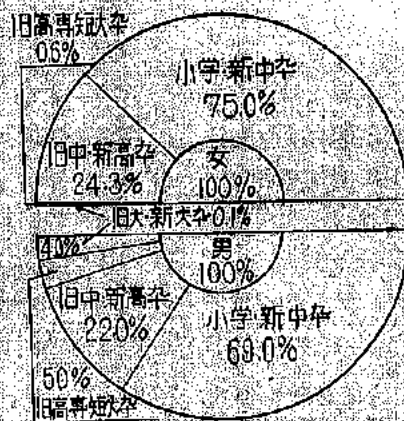
對俄省一個人別實金調查

図16 15才以上雇用者の配偶関係別比率
(1955年)



總理府一國勢關係

図18 労働者の学歴別構成
(労働計) (1954年)



查朝金別個人省國勞

生占蝦類又巨蟹類の殻を砕き、四角錐と云ふように、通すの長徑を三八分と、短徑を二五分とし、その割合が、

ちまみと油になつた割合が効順されます。(図16)

婦人労働者の平均年齢は、昭和三年は三三・六歳で男子の三三・三年の半分です。(表9) 勤続年数別の分布をみると、勤続三年未満者が五四・九%、三・五年の人が一九・一%、合計七四%が勤続五年未満となっています。男子では勤続三年未満は三四・五%、五年未満があわせて四八・二%です。(図17)

しかしそうはいふものの、最近婦人は年令が高くなるでもできるだけ長く働こうとする傾向があらわれていることは想像に難くありません。直接比較することはできませんが、一九四九年十一月に行われた個人別賃金調査（現表三）○人以上事業場を対象とした）では、婦人労働者の平均年令は二三・八才、勤続年数は三・二年となっています。従考までにさきにあげた一九五四年四月の調査から規模三〇以上事業場の婦人労働者だけをとりて試算してみますと、平均年令は二五才、勤続年数は三・八年となり、年令、勤続年数ともに次第に高まつているとみてよいでしょう。

又年令や勤続年数に、業種や職種によつて多少差があります。産業別にみると鉱業、建設業は婦人の年令が高く、運輸通信その他の公益事業、鉱業、金融保険業は勤続年数が比較的長くなつています。又一九五七年四月の職種別賃金調査（規模一〇人以上事業場）から比較的婦人の多い職種をひろつて、年令、勤続年数をみますと表10の通りです。ただし、一般的にいつて、職階階級の工員、事務職員、販売店員、バス車掌、電報交換手のように大量の婦人を吸収している婦人の代表的職種は斯して年令が若く、選抜婦、機械版詰工、糊貼材料調理工、保険外務員などはかなり年令が高く、又ここには掲げられていない製紙の手作業調木工、紙工漉工、陶磁器仕上げ、鋳物の中子工等、どちらかといへばあまり人数も多くない職種に、平均して年令の高い傾向がみられます。

婦人労働者の場合、以養家放（無税の対応となる法定扶養家族）の数は当然少く、一人平均〇・二人で、男子二・一五人と著しい差があります。（表9）年金との関係を見ますと、一般に三〇才前の半ば頃から四〇才前の半ば頃の時

表10 女子の主な職種別、平均年齢、平均勤続年数、平均給与額
(1957年4月)

業 種	職 種	平均年齢	平均勤続年数又は経験年数	平均月間給与額
商 業 計	郵 務 局 員	25.0	4.9	10,855
	邦 交 タイピスト	25.7	5.4	11,683
	内 線 電 話 交 換 手	20.3	5.4	12,042
石 炭 鉱 業 食 料 品 製 造 業	手 選 炭 婦	37.1	5.0	7,502
	菓 子 包 装 工	22.3	3.4	7,015
	機 械 瓶 詰 工	30.7	3.8	7,600
	罐 頭 材 料 調 理 工	29.2	2.9	5,830
紡 織 業	糸 紡 工	20.7	3.1	7,593
	織 布 工	24.1	3.7	7,020
衣 服 身 着 品 製 造 業 印 刷 出 版 業 化 学 工 業	縫 製 工	22.6	3.3	6,339
	製 本 工	25.5	4.2	8,258
	小 分 及 び 包 装 工 (灌 封 工)	24.5	4.5	8,010
	ゴ ム 製 品 製 造 工	21.9	2.8	7,020
電 気 機 械 器 具 製 造 業	接 線 工	22.4	3.6	8,125
	電 球 組 立 加 工 工	22.3	3.9	7,559
	販 売 店 員 (百貨店)	22.8	3.6	9,315
小 売 業	販 売 店 員 (除百貨店)	24.8	2.9	7,282
	飲 食 店 給 仕	24.8	2.4	7,688
	保 險 外 務 員	42.2	2.5	18,363
保 險 業 保 險 仲 介 代 理 業 及 び 保 險 サ ー ビ ス 業	保 險 外 務 員	42.2	2.5	18,363
	バ ス 車 掌	19.8	2.3	8,825
道 路 旅 客 運 送 業 地 方 鉄 道 及 び 収 道 業	バ ス 車 掌	20.2	2.8	11,578
	通 信 業	24.5	6.9	12,010

労働省一職別賃金調査

期に最も重い扶養の責任がかかっており、最高の三八・四〇才が平均一・〇二人となっています。

更に婦人労働者の教育程度の分布状況を男子と比較しますと、図18の通りです。実数についてみると小学校、新制中学校卒業者と旧中学、新制高校卒業者とは男子二・七人に対して女子は一人の割合ですが、旧高専、短大卒業者になると男子二・三・五人に対して女子は一人、大学卒業者では男子一一・九人に対して女子一人と、教育程度が高くなるにつれて女子の割合が激減しています。又就職してから職業教育の一種である技能養成についても、一九五七年十二月末現在、女子の技能養成工は三、三八五人、男子五三、〇三四人で、女子の数は男子の十分の一にも足りません。製造業の婦人労働者の数が男子の二分の一近いことを考えると、この割合はなんといつても低く、婦人が熟練度の高い優れた労働力となるためには、このような点にまだ問題が残されているようです。

労働市場状況

一九五七年の女子雇用状況は下半期の不調はありますが、年間を通じてみまると前年より好くなっています。その状況をまず労働力の給源と入職経路についてみてみましょう。

女子雇用労働者の給源

非農林主要産業の規模三〇人以上の事業場を対象とした調査(注1)によつて五七年中に新規入職したものその直前の状態をみますと、未就業でいた者が全体の六三・五%でそのうち新規卒業者は四六・五%、一応職をもつて他の産業に就いていたものの三七%です。この内訳は、第三次産業(注2)にいたものが一八・八%、第二次産業(注3)が一三・八%、農林、水産業等の第一次産業四%となつています。男子の場合は未就業者と既就業者の割合が女子と逆になつており、新規卒業者は三〇%にすぎませんでした。(表11)

(注1) 労働員動向調査 一九五七年分

(注2) 販売および小売業、金融保険、不動産業、運輸通信およびその他の公共事業、リース業、公務を含む

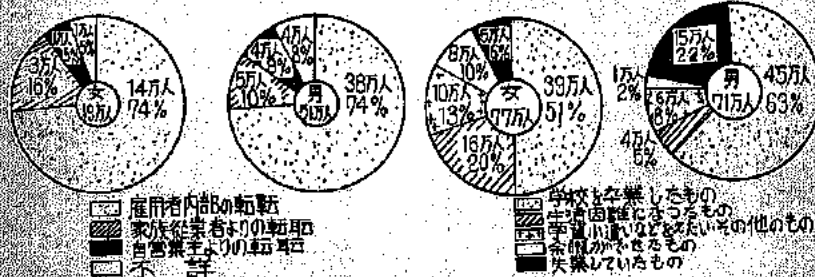
(注3) 鉱業、建設業、製造業を含む

表11 性別新規入職者の前職 (1957年)

	調査産業 総数	未就業者		既就業者			
		新卒 規者	その他	農林 水産 にいたる者	製造業、 建設業 にいたる者	その他 にいたる者	
女	100.0	46.5	16.6	4.4	13.8	18.8	
男	100.0	29.8	7.2	10.7	28.0	24.5	

労働省—労働員動向調査

図20 前職の従業上の地位別転職雇用者内訳 (1955年7月～1956年6月) 図19 新規非農林就業者の就業理由別内訳 (1955年7月～1956年6月)



注) 万単位以下は四捨五入
総道府—就業構造基本調査

注) 万単位以下は四捨五入
総道府—就業構造基本調査

表12 一般の職業紹介状況 (1952～56年)

	新規求職申込件数		新規求人数		就職件数		求職者の割合	
	女	男	女	男	女	男	女	男
1953年	1,424,785	2,561,800	947,052	1,424,254	681,916	1,026,801	47.9	40.2
1954年	1,632,932	2,875,840	969,248	1,866,112	709,812	1,044,526	43.6	36.3
1955年	1,741,184	2,944,529	1,051,866	1,425,184	789,571	1,111,763	46.3	37.8
1956年	1,880,188	2,989,729	1,303,800	1,808,916	397,221	1,319,402	60.9	44.1
1957年	2,035,294	3,133,754	1,503,841	2,055,724	1,043,065	1,439,061	51.2	45.9

労働省—職業安定局調査

しかし前記の就業構造基本調査による全規模事業場についての女子雇用者の入職経路では、前記の理由がより多く、新規就職者の三八% (男子は四二%)、転職者の五一% (五〇%) が前職からの転職であり、安定所

(注) 労働員動向調査

卒者の割合が年々増加していることが、安定所の利用率を高くさせている原因の一つと考えられます。

年々強くなっています。

——女子雇用者の入職経路——

また新規に就業した女子雇用者の入職経路を規模三〇人以上の事業場についてみると (注) 安定所を経由したものが三九・九% (男子は二六・〇%、以下同じ)、縁故二八・九% (三九・四%、学校紹介一四・〇% (二六・一%)、その他七・九% (一一・一%) となっていて、女子の場合ほとんど安定所を通じて就職するものが多く、その傾向は

以上で述べた通りです。

また同じ調査によつて一年間に転職の経験をもつ女子雇用者について、その経路をみると自営業主から雇用者へ転職したものは五%、家族従業者からは一六%、雇用者内部の転職は七四%となっていて、前職からいろいろな理由で転職を希望しているものが多いことがあきらかです。

以上で述べた通りです。

その理由が「三%」となっていて、男子の失業中から就職した者が女子の三倍強であるのに対して、生活費、余暇がで

きたのを理由に就職した女子が、それぞれ男子の四十六倍となっていて、このことは女子の労働力化の男子と異なる特性を裏づけるものといえます。

また同じ調査によつて一年間に転職の経験をもつ女子雇用者について、その経路をみると自営業主から雇用者へ転職したものは五%、家族従業者からは一六%、雇用者内部の転職は七四%となっていて、前職からいろいろな理由で転職を希望しているものが多いことがあきらかです。

以上で述べた通りです。

また同じ調査によつて一年間に転職の経験をもつ女子雇用者について、その経路をみると自営業主から雇用者へ転職したものは五%、家族従業者からは一六%、雇用者内部の転職は七四%となっていて、前職からいろいろな理由で転職を希望しているものが多いことがあきらかです。

以上で述べた通りです。

を提出したものは前年二・二％（九・〇％）（一・〇％）（二・二％）となっており、規模の大きな事業場では安定所を利用する割合が比較的多く、雇用者全体からみれば縁故を利用する者がまだ大きな割合をしめしているものといえることができましよう。

又労働異動調査によると、新規入職者が就職した事業場を規模別にみてみますと、一〇〇人以上の規模事業場が最も多く、四〇％（三・〇％）（三・〇％）（三・〇％）となっており、大規模事業場が最も多く（二・四％）なっていますが、五六年に比べて、中規模及び大規模事業場の増加割合が増えてきており（六・八％増と二・七％増）、小規模では殆ど変わりありません。

職安による労働市場

「一般雇用および臨時労働者」

女子雇用者の年間需給状況を公共職業安定所を以て動きと見ますと、好況であつた前年と同様就職状況はかなりよいものとなつています。すなわち、一九五七年一年間に職業安定所に申込みをした女子新規求職件数は前年より八・二％増（男子は五・五％増）の二〇四万七千件で、前年と比べて同様の増加割合（八・〇％増）、求人数は前年の二・五％増（男子は一・四％増）の一五〇万七千件、増加の割合は前年より七・五％増となつていますが、就職件数は前年の二・一％増（男子九・二％増）で、求職に対する就職の割合は女子二・一〇％増（男子二・二〇％増）と一・二〇％増（男子一・二〇％増）という割合をしめし、前年の女子二・二〇％増（男子二・二〇％増）に比べて、女子の就職状況は依然男子よりもよいといえます。しかし年間で、不況の影響があらわれてきた下半期には求職数は前年の約二・二％増（十二月は二・〇％増）、求人数は〇・四％減となつてきており、今後の動向は注目されます。（表12）

このように、結果的には、就職状況が前年よりよくなつたことになっていますが、それにも拘らず求人に対する就職の割合は前年の七・二％から六・九％に下がつており、（男子は七・二％から七・〇％）求人が充たされていない部分が大々くなつています。原因として女子の場合にはことに求職者の希望職種がかなはずと、就職段が足りない、賃金が低すぎる等求人側と求職者の希望条件が一致しない要素が考えられます。例えばサービス職業、製造に従事する職業などでは女子の求職者は求人の九〇％にすぎず、さらに就職件数はサービス業では求人の半数、製造業では七九％しか充たしていません。一方自由専門的職業、書記局販売的職業、すなわち事務的職業には求職者は求人をそれぞれ八割、七割も上回るほど就職しており、女子の職業に対する選択についてまだ考える余地があることをしめしています。

「日雇労働者」

一九五七年における日雇労働者の需給状況は總体的に前年に引きつゞき良好でした。女子日雇労働者の一月年間に於ける求職総数は前年より二・八％増にとどまつたのに対して求人数は五・一％増であつたため、就労率は前年を〇・一％上回る八二％となり、男子は求職、求人ともに前年を下回り、就労率は八四％をしめしてあります。したがつて一カ月平均の就労実人数は前年を六千人上回る一五万四千八（男子二万八千人）となつています。また不就職者——いわゆるあふれ数も男女とも前年を下回り、あふれ率も前年の一・六・五％から一・五・七％（男子二・四％から一・〇・六％）へと下がつておりこれまでの最低の割合をしめしております。（表13）

学卒者の就職状況

最近における入職雇用者のうち新規学卒者の入職割合は年々増加の傾向にあり、これら学卒者の需給状況は雇用の大きな問題となりつゝあります。一九五七年には男女とも学卒者の就職状況は前年よりむしろ好転しています。

そこでこれら学卒者の卒業後の状況を文部省学校基本調査によつてみてみますと、一九五六年度（一九五七年三月卒業）の新規学卒者は中学、高校、大学をあわせて女子は一三三万、男子は一五四万で、それぞれ高校と短大の男子

表14 学校種別の男女卒業生数及び卒業後の状況
(1956, 1957年)

区別	学校種別	中学校		高等学校		短期大学		大学	
		女	男	女	男	女	男	女	男
卒業生	1956年	920,955 (100.0)	950,727 (100.0)	324,363 (100.0)	431,484 (100.0)	18,099 (100.0)	19,018 (100.0)	15,551 (100.0)	92,316 (100.0)
	1957年	982,428 (100.0)	1,015,503 (100.0)	315,690 (100.0)	415,548 (100.0)	19,699 (100.0)	12,204 (100.0)	16,162 (100.0)	97,380 (100.0)
進学率	1956年	421,237 (45.7)	475,490 (50.0)	60,709 (18.7)	86,553 (20.1)	783 (4.3)	2,034 (10.6)	781 (5.0)	5,370 (5.8)
	1957年	468,258 (47.6)	501,863 (49.5)	41,101 (13.0)	70,569 (17.0)	897 (4.6)	2,041 (16.7)	783 (4.8)	4,625 (4.7)
就職者	1956年	361,462 (39.2)	371,466 (39.1)	139,967 (43.0)	242,093 (56.1)	7,744 (42.8)	7,378 (56.7)	8,771 (56.4)	69,697 (75.5)
	1957年	389,783 (39.7)	407,724 (40.1)	161,841 (51.3)	259,038 (62.4)	8,883 (45.0)	7,394 (60.5)	9,224 (57.1)	77,663 (79.8)
就職しつづけている者	1956年	17,273 (1.9)	47,006 (4.9)	1,920 (0.6)	7,069 (1.6)	154 (0.9)	1,000 (7.7)	41 (0.3)	471 (0.5)
	1957年	17,481 (1.8)	49,648 (4.9)	818 (0.3)	5,201 (1.3)	79 (0.4)	858 (7.1)	28 (0.2)	992 (0.4)
求職者	1956年	106,909 (11.6)	45,464 (4.8)	104,039 (32.1)	72,620 (16.8)	7,663 (42.3)	1,540 (11.8)	4,680 (29.5)	6,317 (6.8)
	1957年	103,280 (10.5)	46,013 (4.4)	98,034 (31.0)	66,078 (15.9)	8,073 (41.0)	830 (6.8)	4,638 (28.9)	4,838 (5.0)
その他	1956年	14,084 (1.5)	11,301 (1.2)	18,328 (5.6)	23,149 (5.3)	1,755 (9.6)	1,063 (8.2)	1,378 (8.9)	11,461 (12.4)
	1957年	13,626 (1.4)	11,255 (1.1)	14,346 (4.4)	14,460 (3.5)	1,767 (9.0)	1,071 (8.8)	1,460 (9.0)	9,832 (10.1)

文部省一学校基本調査

図21 学校種別男女卒業生の卒業後の状況
(1957年)

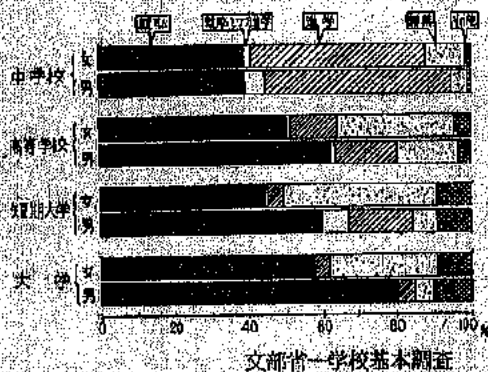


表18 日雇労働者の需給状況 (1952~56年)

		求 延	職 数(A)	新 求	人 規 数	就 延	職 数	不 就 延	就 者 数(B)	ア プ レ 率 $\frac{B}{A}$
女	1953年計	29,441,298	24,199,156	23,732,731	5,286,586	18.0				
	1954年〃	32,858,164	27,275,012	26,510,702	5,704,060	17.4				
	1955年〃	38,527,309	31,276,785	30,371,424	7,295,806	18.9				
	1956年〃	42,123,297	35,228,534	34,053,241	6,950,277	16.5				
	1957年〃	43,295,595	37,028,775	35,704,893	6,817,191	15.7				
男	1953年計	53,690,572	46,698,088	45,670,354	6,858,078	12.8				
	1954年〃	57,878,625	49,951,602	48,175,289	7,630,260	13.3				
	1955年〃	70,963,790	60,117,599	57,824,161	10,613,932	15.0				
	1956年〃	76,914,898	67,468,023	64,542,003	9,508,157	12.4				
	1957年〃	74,991,142	66,551,493	63,229,161	7,980,722	10.6				

労働省一職業安定局調

を除いて前年より5%内外増加しています。そのうち就職者(就職しつづ進学しているものを含む)は女子四五%、男子五四%、進学者(就職しつづ進学している者を含む)は女子四〇%、男子四三%、無業者は女子一六%、男子八%で、男女とも前年より就職者の割合が増えていることが注目されます。

また学校別にみますと就職者の割合が男子の場合は上級学校が高くなっているのに対して、女子はあまり変わりなく、高校以上では無業者が三〇%をしめています。しかし、高校卒の就職割合が前年にくらべて高いのが目立っています。また大学卒の女子も学卒就職者中にする割合は前年を五%上回る一六%をしめました。就職者が増加してきております。(表14、図21)

学校卒業者の就職先をみてみますと、中学卒の女子は主として初級関係、農業、サービス業、販売従事者等に多く、高校卒では事務従事者が圧倒的に多く、ついで販売従事者、農業、サービス業、短大および大学卒では教員が半ば以上をしめ、ついで事務従事者となっています。

表15 公共職業安定所を通じた中学高校卒業者の需給状況
(1955~57年)

	a 新求職者		b 新求人		c 就職件数		c/a	
	女	男	女	男	女	男	女	男
中 学 校								
1955年	194,559 (100.0)	195,081 (100.0)	196,899 (100.0)	229,964 (100.0)	146,691 (100.0)	143,055 (100.0)	75.4	73.3
1956年	285,572 (146.8)	285,990 (146.6)	241,742 (122.8)	267,892 (116.5)	186,728 (127.3)	181,012 (126.5)	65.4	63.3
1957年	283,131 (145.5)	285,290 (146.2)	318,724 (161.9)	361,893 (157.4)	222,446 (151.6)	215,071 (150.3)	78.6	75.4
高 等 学 校								
1955年	102,671 (100.0)	106,335 (100.0)	63,271 (100.0)	87,653 (100.0)	47,553 (100.0)	58,211 (100.0)	46.3	54.7
1956年	134,020 (130.5)	131,243 (123.4)	86,841 (137.3)	119,472 (136.3)	66,344 (139.5)	76,901 (132.1)	49.5	58.6
1957年	155,140 (151.1)	149,573 (140.7)	117,237 (185.3)	175,943 (200.7)	84,819 (178.4)	94,461 (162.3)	54.7	63.2

注) 職業安定法第25条の3の学校取扱分をふくむ。

労働省—職業安定関係

ことに女子にこの傾向が強く、五七年には前年より四万増加して四七万(男子は減少して一二万)に達しています。このなかには職に就かなくても生活に困らない人も多いと思われ、また、反面、現在の生活困難から就業を希望しながら求職活動の出来ない、失業者的性格をもつものも相当あることが考えられます。(表17)

しかし以上のような完全失業者は失業問題の全部をしめすものではありません。このほかにはるかに多くの不完全失業者といわれるもの、すなわち潜在失業者が多く存在しています。雇用者を含めた就業者のなかには仕事に不安定あるいは不適

公共職業安定所を通じた女子の中学、高校、新卒卒業者の就職状況(注)をみますと、中卒では男女とも前年にくらべて求職者が減少し、求職人数が増加して求職者数を上回っている。就職率は非常に上昇し、ことに女子は七九%と前年を一四%上回り、中学卒の女子に対する需要がこれに多かつたことをしめしています。高校卒については、求職者も増加していますが求職人数の増加割合が求職者を上回ったため、男女とも就職率は好転しています。ことに女子の求人および就職件数は二、三年急激に増加しており、一九五五年を一〇〇としてみると五七年には求人九〇%(男子は倍増、就職八〇%(男子六〇%))の増加となっており、高校卒雇のきわだった雇用上昇は注目すべき現象といえます。

これら中、高校卒の女子が入る事業場の規模は、五〇〇人未満の中、小規模が多く、高校卒では女子就職者の八〇%、中学卒では七〇%がこの種の事業場に就職しています。たゞ中卒の方が高卒よりも五〇〇人以上の大規模事業場に就職する率が多くなっています。(表15)

(注) 職業安定法第25条の3の学校取扱分を含む

失業者

労働力調査からみた完全失業者は(注)前年よりさらに減少し、とくに男子が大巾に減少しました。すなわち女子は三万減って二五万人、男子は八万減の二八万と殆ど男女同数にまでなりました。

したがって、五七年の労働力人口中にしめる完全失業者の割合(失業率)も女子は前年を〇・二%、男子は〇・三%下回って、女子一・四%(千人につき一四人)、男子一・一%(千人につき一人)と二、三年来の最低を記録していますが、五三年以前の年にくらべると失業者数、失業率ともにまだ相当高い水準であるといわなければなりません。

(表16)

(注) 完全失業者とは、調査期間中一時間も就業しない人の中で、求職活動を行っているもの

なお参考までに非就業者のうちで就業を希望しているが求職活動はしていないものは年々増加の傾向にありますが、

表18 失業保険金受給者数
(1952~56年)

年 別	女	男
1953年 平均	113,433	236,338
1954年 平均	1,361,187	2,836,050
1955年 平均	149,198	316,166
1956年 平均	1,790,379	3,793,995
1957年 平均	149,143	320,139
1958年 平均	1,789,716	3,841,871
1959年 平均	125,622	205,402
1960年 平均	1,507,466	2,464,835
1961年 平均	133,166	176,045
1962年 平均	1,597,988	2,112,541
1963年 上半期	126,587	191,916
1964年 下半期	139,745	160,175

労働省—職業安定局調

失業保険受給者はこれに加入している事業場を退職した人に限られるのですが、失業の動きの一端をのぞくもので、参考のためにあげてみますと、この中でもまた下半期からの不況の影響がはつきり出ています。すなわち例年下半期には受給者数は減少していきののですが、五七年には逆に上昇し五六年同期にくらべて一九％の増加をなっており、年平均でも前年より八千人増加した二〇万八千人、男

(注) 労働力調査臨時調査(一九五七年三月)

いなどの理由があげられましよう。

は、賃金の低い職種が多く、長時間働かなければ収入が少いなどの理由があげられましよう。

当であるとか、収入が少い、その他の理由でほかの仕事にかわりたい人(転職希望者)や、就業時間が短い、などから現在の仕事のほかにさらに別の仕事をしたと考えている人(追加就業希望者)があり、その相当部分が潜在失業的な性格をもっているものと考えられます。(図22)

一九五七年におこなわれた調査によれば(注) 女子就業者中このような転職の希望をもっているものは四・八％、追加就業希望者が二・九％あり、それぞれ非農林業に従事するものが多くなっています。転職希望者のうち過半数は雇用者で、建設業に最も多くみられ、ついでサービス業、製造業、卸・小売業などが多く、理由としては収入が少い、適していない、個人的家庭的事情のためなどがおもなものとしてあげられています。また就業時間からみた転職希望状況は、週間就業時間一九時間未満のもの、あるいは六九時間以上のもの、即ち、就業時間が非常に短いもの、又多いものに転職希望率が多くなっています。これは就業時間が短いものは、それだけ収入が少いから、又長いものは、賃金の低い職種が多く、長時間働かなければ収入が少

表16 男女別完全失業者数(1948~57年)

年 別	完全失業者		失業率1)		増加率	
	女	男	女	男	女	男
1948年平均	9万人	16万人	0.7%	0.7%	100	100
1949年	15	23	1.0	1.1	167	144
1950年	15	29	1.1	1.4	167	181
1951年	15	24	1.0	1.1	167	151
1952年	17	29	1.1	1.3	199	181
1953年	19	26	1.2	1.1	211	163
1954年	24	35	1.5	1.4	267	218
1955年	28	40	1.6	1.6	312	250
1956年	28	35	1.6	1.4	311	219
1957年	25	28	1.4	1.1	278	175

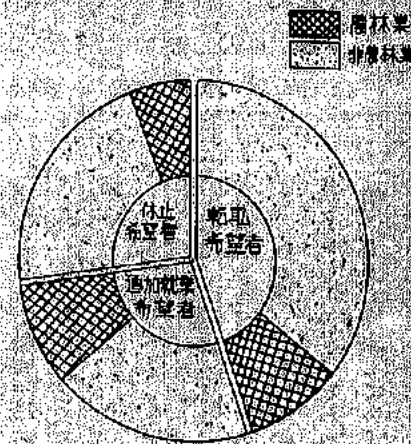
注1) 失業率は労働力人口中の完全失業者の百分率
総理府統計局—労働力調査

表17 非求職の就業希望者
(1963~57年) (万人)

年 別	女	男
1963年平均	28	9
1964年	20	9
1965年	32	11
1966年	43	18
1967年	47	12

総理府統計局—労働力調査

図22 農、非農別、女子の転職、追加就業および休止希望者(1967年)



総理府統計局—労働力臨時調査(1967年8月)

平は女子はと大卒の割合は大きく、年平均では前年より二四近千人減少して一七五六千人となつてゐます。(表18)

要するに五七年は、女子の雇用は好況であつた前年よりさらに増加し、労働市場も好くなつてゐるという一見パワンスのとれた好景気の様相を呈してゐますが、少し深くみまると、下半期から製造業などでは雇用増加が停滞はじめ、失業保険受給者も増加に向うなど不況のきざしがあはわれはじめてゐます。また製造業の雇用のなかでも従来紡織業の割合が大きかつたのにくらべて本年はとくにその他の製造業の割合が大きくなつており、女子の雇用が減少した産業がある反面、新たな産業に進出してゐる女子もまた多いことを物語つており、女子雇用は複雑な様相を呈してゐます。

二、婦人の賃金と労働時間

賃 金

一九五七年の賃金は、男女とも上昇率にぶりましたが、ことに女子の上昇率は低かつたので、男女間の賃金差は更にひろまりました。

女子の賃金は、戦後男女間一賃金の原則や教育の機会均等が法制化され、また生活給に重点がおかれたことなどのために、漸次男女間の賃金差はせばめられ、かなり改善されてきてゐました。しかし、わが國の賃金体系は現在でも年令、勤続年数、学歴、扶養家族などの要素に重きを置いてゐること、ことに最近では、従来の生活給本位の賃金から職階給本位へと切りかえられる傾向が強くなり、職務給、役付給(職種の地位に支払われる給与)等が基本給にくり入れられる等のため、責任的な地位につきにくい婦人は賃金が低くなる傾向があり、一九五〇年前後を頂点として婦人の平均賃金は再び男子との開きを大きくみせはじめました。

一九五七年の規模三〇人以上の事業場における女子の平均賃金は前年の四・七%増の一〇、六三八円、男子は七・二%増の二五、六八八円で、女子は男子の四一・四%、格差は前年より更に一%のひらきを増してゐます。(表19、図23) この賃金をさらにきまつて支給する給与(労働協約や事業場の規則などできまつてゐる給与で、超過勤務給なども含まれる)と、特別に支払われた給与(賞与や結婚資金、給与改訂の差額追給など)にわけてみますと、きまつて支給する給与では前年の三・二%増、男子五・三%増、特別に支払われた給与は女子一三・一%増、男子一七・〇%増で男女とも特別に支払われた給与の方が増加率が高くなつてゐます。しかし、男女の賃金差からみますと、きまつて支給する給与が男子の四二・三%であるのに対して、特別に支払われた給与は二七・五%で、この方が格差が大きくなるであります。しかも特別に支払われた給与が給付総額の中を占める割合が年々高くなつてゐる事業場併せ考

図28 年次別：女子常用労働者1人
平均月間現金給与額の男子に
対する割合（男子=100）
（1948～57年）

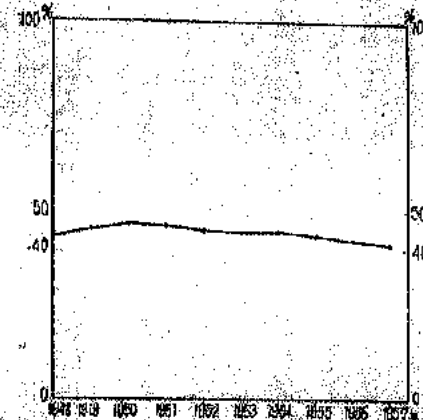


表19 男女常用労働者一人平均月
間現金給与額及び男女比率
（1947～57年）

年 別	女	男	男子に対する 割合（%）
1948年	円 2,640	円 8,133	48.0
1949年	4,488	9,980	45.0
1950年	5,184	11,148	46.5
1951年	6,496	14,061	46.2
1952年	7,583	16,782	45.2
1953年	8,617	19,560	43.8
1954年	9,252	20,825	44.4
1955年	9,567	21,895	43.7
1956年	10,160	23,954	42.4
1957年	10,638	25,688	41.4

注1) 労務者と職員の双方を含めた常用労働者。
2) 1950年6、7、9月は男女別が別々で、これを除いた9月平均。
3) 1947～49年は旧毎月勤労統計調査、1950～53年は新毎月勤労統計調査、1954～57年は改正毎月勤労統計調査による。1953年以前は旧調査による。

注) 表19と同一

労働省一毎月勤労統計調査

表20 男女および給与の種類別1人平均月間給与額
（1956年、1957年）

年 別	給 与 額		きまつて支給する給与		特別に支払われた給与	
	女	男	女	男	女	男
1956年平均	円 10,160	円 23,954	円 8,604	円 19,946	円 1,556	円 4,008
1957年平均	円 10,638	円 25,688	円 8,878	円 20,998	円 1,760	円 4,690
同 比 率						
1956年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1957年平均	104.7	107.2	103.2	105.3	113.1	117.0

労働省一毎月勤労統計調査

えますと、これは今後男女の賃金の開きをより大きくする要素を多分にもつものといえまじよう。（表20）

男女別賃金の格差

一九五七年の全産業平均賃金は製造業における職業短縮などの影響をうけて男女とも前年にくらべて増加割合は大きくありませんでしたが、なお女子五％、男子七％の上昇率を示し、また男女の格差はさらにひろがってきています。女子労働者の賃金の上昇がおもわしくなかつたことは女子の多い製造業において生産量が減り、労働時間が少なかったために賃金の上昇率が低かつたことが大きく影響していると考えられます。又、製造業では男子との賃金差も全産業平均にくらべて可成大きく、五七年の男子に対する女子の賃金比率は三七・五％と前年よりも更にひくく、年々低下傾向を示しています。（表21）

このような男女平均賃金の格差は、我が国における賃金構成要素である労働時間、学歴、年令、勤続年数、仕事の種類、責任度、熟練度等の相違に加えて、社会的慣習などからくる婦人労働に対する評価の低さ等によつて生じる場合が多分に考えられ、必ずしも同種の労働を同一の条件の下におこなつた場合の差をいふものではありません。たとえば異なる条件が少いと考えられる高校卒で満一八～一九才の勤続一年の事務職員について男女の賃金差をみてみると、女子は男子の八四・三％となつています。しかし、年令が多くなるにつれて、前記のような要素が多くなるにつれて男女間の差は大きくなり、三五～三九才になると勤続年数はやや異なるりますが（女子八・一年、男子一〇・六年）女子は男子の五四・五％となつてかなりへだたりがでてきます。（注）（表22）

なお産業中最も賃金の男女差の大きい製造業の中でも、比較的女子労働者が多く働いている産業（紡績、食料品、衣服身用品等）に格差が大きく、男子に比べて女子が少い産業（第一次金属）その他の機械器具製造業等に小さいという傾向がみられます。

（注） 製造業別賃金と勤続年数（一九五七年）

産業別にみた賃金

女子の賃金を産業別にみると一九五七年に最も上昇率の高かったのは鉱業で、前年を二四・九%も上廻っており、ことに特別に支払われた給与は四七%も増加しています。これは一般に石炭鉱業が好況で臨時給与が非常に大きく支払われたことによるものです。次いで不動産業の二・五%増、建設業の九・四%、金融業及び保険業の八・七%の順になつており、前年上昇率が高かった製造業は他の産業に比べて本年の増加割合は低く三・五%でした。

次に女子の平均月間現金給与と額についてみますと、依然金融業及び保険業が最高で二七・二七九四、ついで運輸通信及びその他の公益事業の二五・七二二四、最低が建設業の八・五〇〇四、製造等の九・一五六四とこの順位は前年

表21 製造業における男女別賃金格差
(現金給与総額) (男子=100)

	計	500人以上	100~499人	30~99人
1955年	39.5%	41.3%	39.1%	41.8%
1956年	38.2%	39.8%	37.9%	41.5%
1957年	37.5%	38.6%	37.6%	41.2%

労働省—毎月勤労統計調査

表22 規模および年令別男女賃金格差
(旧中、新高卒の事務職員)
(産業計)

年 令	お び 性 別	企 業 規 模			
		計	1,000人以上	100~499人	10人~29人
18才	女1)	7,266	8,910	6,877	5,215
	男2)	8,618	10,054	8,069	6,406
19才	女3)	84.9%	88.6%	85.0%	81.4%
	男4)	84.9%	88.6%	85.0%	81.4%
35才	女5)	14,099	19,208	13,910	9,157
	男6)	26,978	29,909	23,713	16,846
39才	女7)	54.5%	64.2%	58.7%	54.4%
	男8)	54.5%	64.2%	58.7%	54.4%

- 注1) 勤続年数 0.9年
2) 1.0年
3) 8.1年
4) 10.6年

「昭和32年労働経済の分析」より転載

労働省—毎月勤労統計調査

と変わりありません。平均が低い製造業のなかでも煙草製造業の一八、四〇四円のように高いものから木材及び木製品製造業の六、五四四円のように低いものまで、産業の種類によつて相違がみられ、女子が多い紡織業なども八、二

五四円で製造業平均以下となっています。(表23)

事業場規模別にみた賃金

事業場の規模別にみた女子の賃金は(注1)規模が小さくなる程低くなつており、規模五〇〇人以上の事業場における女子賃金を一〇〇とした場合、一〇〇~四九九人ではその八〇・七%(前年は八一・二%)、三〇〇~九九九人では七三・二%(七二・二%)、五〇〇~九九九人では六四・二%(前年は六四・二%)となつています。前年とくらべますと中規模事業場では大規模事業場との格差がひろがり、小規模事業場では格差がちぢまつてきています。五人未満の零細事業場の女子は(注2)住居の形態をとるものが過半数あり、その平均月間きまつて支給する現金給与は三、六五九円にしかすぎず、通勤でも五、三七八円と大規模事業場の半分にしかあつていません。

(注1) 毎月勤労統計調査(甲調査及び乙調査)

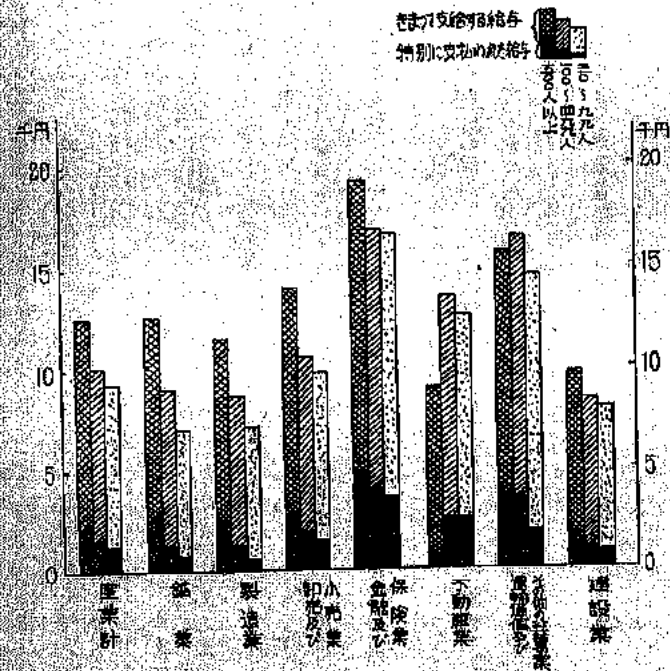
(注2) 毎月勤労統計調査、特別調査

前にも述べたように現金給与総額のなかの「特別に支払われた給与」のしめる割合は多くなつてきていますが、この額の給与における事業場の規模別格差は「きまつて支給する給与」よりもはるかに大きく、全産業では五〇〇人以上の事業場を二〇〇とした場合、一〇〇~四九九人は七〇・四%、三〇〇~九九九人は五一・九となつてそれぞれ前年より更に格差がひろがつています。零細事業場では殆ど大規模事業場の六分の一くらいとなつています。なかでも規模間の格差がはげしい産業は鉱業で、三〇〇~九九九人の事業場では大規模事業場の二〇%にしかすぎず、製造業でも三〇%になりません。(図24)

労働者、職員別にみた賃金

女子の労働者(生産労働者)と職員(管理、事務及び技術労働者)との間における賃金差をみてみますと、女子は男子ほどではありませんが、労働者と職員との格差はひろがつてきています。

図24 産業、規模および給与の種類別女子常用労働者の
1人1ヵ月平均現金給与額 (1957年)



労働省一毎月勤労統計調査

これを製造業についてみますと、女子の労働者は八、四八七円（男子二、二七八円）で職員二、九二〇円（男子三、九三三円）の大五・七％（男子六二・七％）となっており、前年より更に格差が大きくなっています。これをさらに「きまづて支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分けてみますと、労働者の格差は「特別に支払われた給与」により大きくなっており、賞与など臨時に支給される給与は、職員の方が労働者より多いことをしめしています。さらにこの格差は事業場の規模が小さくなるほど大きくなっていることが注目されます。

また労働者と職員別に男女の賃金をみますと、職員の方が労働者より格差が大きくなり、特に特別に支払われた給与に大きく、女子は男子の約四分の一

表23 産業別一人平均月間現金給与総額
(1956年、1957年)

産 業 別	1957 年 平 均		1956 年 平 均	
	女	男	女	男
総 数	10,638	25,688	10,160	29,871
鉱 業	10,602	24,797	9,227	21,197
製 造 業	9,156	24,433	8,846	23,136
武 器 製 造 業	9,452	20,249	8,801	19,722
食 料 品 製 造 業	8,903	22,885	7,834	21,428
煙 草 製 造 業	18,404	27,992	16,209	26,706
紡 織 業	8,254	21,230	8,126	20,164
衣服及び身用品製造業	6,645	17,334	6,338	16,501
木材及び木製品製造業	6,544	14,006	6,280	13,249
家具及び装飾品製造業	6,710	15,140	6,309	13,987
紙及び類似品製造業	9,919	28,633	9,504	27,806
印刷出版及び類似業	12,019	26,096	11,474	23,129
化 学 工 業	11,997	26,345	11,119	25,614
石油及び石炭製品製造業	12,408	31,601	10,761	28,880
ゴム製品製造業	8,242	21,214	8,408	21,962
皮革及び皮革製品製造業	8,269	19,121	8,188	18,109
ガラス及び土石製品製造業	8,590	23,167	8,258	22,220
第一次金属製造業	13,634	28,403	12,961	27,712
金属製品製造業	9,486	20,896	9,202	19,707
機 械 製 造 業	10,020	22,291	9,230	20,619
電気機械器具製造業	10,033	26,013	9,753	23,626
輸送用機械器具製造業	12,211	27,177	11,725	25,425
医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業	10,771	23,574	10,366	22,146
その他の製造業	7,616	17,012	7,289	16,109
卸 売 及 び 小 売 業	11,042	24,906	10,513	23,326
金融業及び保険業	17,279	35,264	15,893	33,064
不動産業	12,710	30,088	11,303	27,165
運輸通信及びその他の公益事業	15,721	27,010	14,543	24,933
娯楽業	8,500	18,937	7,771	16,868

労働省一毎月勤労統計調査

表24 男女、労働および規模別常用労働者の給与内訳別
1人1ヵ月平均現金給与総額（製造業）
（1957年平均）

		規 模 計			500 人 以 上		
		現金給与 総額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与	現金給与 総額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与
女	製造業計	9,156	7,842	1,314	11,464	9,405	2,059
	生産労働者	8,487	7,353	1,134	10,662	8,835	1,827
	管理事務及技術労働者	12,920	10,602	2,318	15,635	12,378	3,257
男	製造業計	24,433	20,324	4,109	29,671	23,949	5,722
	生産労働者	21,278	18,198	3,080	25,478	21,997	4,481
	管理事務及技術労働者	33,933	26,732	7,201	39,514	29,976	9,538

		100 人 ~ 499 人			30 人 ~ 99 人		
		現金給与 総額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与	現金給与 総額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与
女	製造業計	8,635	7,423	1,210	7,174	6,589	585
	生産労働者	7,957	6,927	1,030	6,714	6,234	480
	管理事務及技術労働者	12,710	10,420	2,290	9,773	8,600	1,173
男	製造業計	22,975	19,185	3,790	17,408	15,633	1,775
	生産労働者	19,376	16,690	2,686	14,895	13,079	1,216
	管理事務及技術労働者	32,757	25,969	6,788	25,700	22,080	3,620

労働省一毎月勤労統計調査

上昇率はあまり大差なく、勤続二〇年以上で、男女とも六ヵ月未満の三倍以上に達しています。（表26、図27）これをあわせて考えますと、年令の高い婦人が必ずしも勤続年数が長いというわけではなく、むしろ中年になつてあまり賃金も高くない職種に入つていく婦人が多いことが察せられます。

また勤続年数による賃金の上昇率を、学歴別にみますと、男子は学歴が高くなるほど賃金の上昇率がよくなるのにひきかえ、女子は学歴が高くなるほど、賃金の上昇率が鈍く、大学卒、勤続二〇年以上の男子の給与が、勤続六ヶ月未満の給与の四・四倍になつてゐるのに対して、女子ではそれが二・一・一倍にしかありません。このことと学歴の高い婦人が

にすぎません。事業場の規模別では労働間の男女差は、製造業では労働者の規模が大きいにつれて格差が大きくなり、職員は規模が小さくなるほど格差がひろがる傾向にあります。

また事業場の規模別による労働者と職員の賃金は全般的に労働者の方が職員より規模間の格差が大きくなつていますが、五七年には小規模の事業場の労働者は相対的に職員ほど大規模との差は大きくありませんでした。（表24）

— 年令、勤続年数と賃金 —

少し古い資料になりますが、一九五四年の個人別賃金調査によりますと、女子の賃金は一般に個人差が少く、比較的低い賃金層に大多数が密集しているのに対して、男子は最低から最高までの差が大きく、その間にわたつてかなりの広い分布がみられます。（図25）

これは女子の多くが年令が低く、勤続年数が短く、比較的単純労働に従事するものが多いことに由来するものですが、また一面男子の賃金が一般的に年令、勤続年数が高まるにつれて上昇するのに対して、女子の場合は必ずしもそうでないこともあげられましょう。次に同調査を中心として女子の年令、勤続年数と賃金の状況についてみることにしましょう。

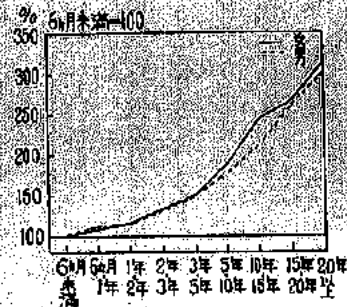
年令と賃金の関係の場合一八才未満の賃金は男女ほとんど同額ですが、年令が高まるにつれてひらきが大きくなつてきます。そして男女一八才未満の賃金をおのづから一〇〇とすると女子は二五・三〇才が最高で一八四、男子は四〇・五〇才が最高で四六七に達しています。（表25、図26）

（参考までに女子労働者総数の三〇%をしめる五人未満の事業場での女子（注）の場合、一八才未満を一〇〇とする）と三〇・四〇才では一九四、同様男子の場合は四六一となつています）

（注）毎月勤労統計調査特別調査

一方勤続年数との関係をみますと、勤続六ヵ月未満の賃金がすでに男女によつて相当ひらいていますが、その後の

図27 男女および勤続年数別1人平均月間現金給与指数
(1954年4月) (労働計)
(6ヵ月未満=100)



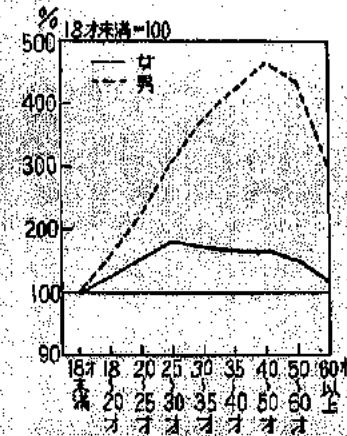
労働省一個人別賃金調査

表26 男女および勤続年数別賃金格差
産業計 (労働計) (1954年4月) (男=100)

	賃 金		男子に対する 女子の割合
	女	男	
総 数	7,637	16,937	45.1
6ヵ月未満	5,283	9,955	53.1
6ヵ月以上1年未満	5,854	11,261	52.0
1年以上2年未満	6,207	11,551	53.7
2年以上3年未満	7,080	13,127	53.9
3年以上5年未満	7,907	14,985	52.8
5年以上10年未満	9,969	17,714	56.3
10年以上15年未満	12,883	21,200	60.8
15年以上20年未満	14,069	26,117	53.9
20年以上	16,482	30,778	53.6

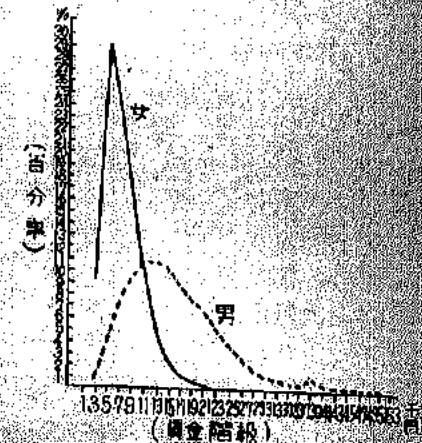
労働省一個人別賃金調査

図26 男女及び年齢階級別1人平均月間
給与指数 (1954年4月) (労働計)



労働省一個人別賃金調査

図25 男女および賃金階級別労働者分布
(1954年4月)



労働省一個人別賃金調査

表25 男女および年齢別賃金格差 (男子=100)
(労働計) 産業計 (1954年4月)

	賃 金		男子に対する 女子の割合
	女	男	
計	7,637	16,937	45
18歳未満	5,107	5,002	102
18歳以上20歳未満	6,554	8,019	82
20歳以上25歳未満	8,112	11,427	71
25歳以上30歳未満	9,409	15,397	61
30歳以上35歳未満	8,891	18,890	47
35歳以上40歳未満	8,612	21,254	41
40歳以上50歳未満	8,640	23,349	37
50歳以上60歳未満	7,840	21,801	36
60歳以上	6,128	15,119	41

労働省一個人別賃金調査

表27 男女別1人1ヵ月及び1日実労働時間数および出勤日数
(1953~57年)

年 別	月間実労働時間数						1日平均実労働時間数		出勤日数	
	総労働時間数		所定内		所定外		労働時間数		出勤日数	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1953年 平均	186.0	197.6	178.0	176.3	8.0	21.3	7.9	8.3	23.4	23.9
1954年 平均	185.8	196.3	179.1	177.1	7.1	19.2	7.9	8.2	23.4	23.8
1955年 平均	187.5	197.4	179.4	178.0	8.1	19.4	8.0	8.2	23.6	24.0
1956年 平均	191.2	202.9	181.7	179.5	9.5	22.8	8.0	8.6	23.8	24.3
1957年 平均	189.8	201.4	180.0	177.7	9.8	23.7	8.0	8.4	23.6	24.3

労働省一毎月勤労統計調査

表28 産業別1人平均月間総実労働時間数および所定内所定外労働時間数
(1957年)

産 業 別	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	女	男	女	男	女	男
総 数	189.8時	201.4時	180.0時	177.7時	9.8時	23.7時
卸 業	185.3	195.4	174.2	170.8	11.1	24.6
製 造 業	192.9	207.9	182.9	178.6	10.1	29.3
卸売及び小売業	193.1	193.1	184.9	179.6	8.2	13.5
金融及び保険業	174.2	179.2	162.4	165.0	11.8	14.2
不動産業	180.4	196.1	168.6	177.9	11.8	18.2
運輸通信及びその他の公益事業	177.9	196.5	169.6	179.6	8.3	16.9
建設業	186.2	203.7	179.3	184.3	6.9	19.4

労働省一毎月勤労統計調査

表29 製造業における労働別1人平均月間労働時間数及び出勤日数
(1957年)

	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数		出勤日数
	女	男	女	男	女	男	
計	192.9時	207.9	182.9時	178.6	10.1時	29.3	23.6日
生産労働者(労)	193.2	210.3	183.1	177.8	10.1	32.5	23.4
管理事務及び技術労働者(職)	190.7	200.8	181.6	181.1	9.2	19.6	24.1

労働省一毎月勤労統計調査

長く前めの場合でも、最近の中であまり高い地位は与えられていないことを示しています。

労働時間・日数

労働時間は、大巾に増加した前年にくらべて減少しています。

規模三〇人以上事業場の女子労働者の実労働時間は一ヵ月平均一八九・八時間、男子は二〇一・四時間で、一日平均にしますと、それぞれ八時間、八・四時間とほとんど前年と変わりません。労働時間はここ数年來年々増えきていたもので、五七年は前年より減じたといえ、前年を除いてはなお最高をめています。

これをさらに所定内労働時間(事業場の就業規則で定められた正規の就業時間内の労働時間)と所定外労働時間(早出、残業、休日出勤の時間)にわけてみますと、所定内労働時間は例年女子の方が長くなっている傾向で五七年も男子より二・三時間長くなっていますが、前年とくらべると男女とも減っています。所定外労働時間では男子が女子よりも一三・九時間長く、こちらは、男女ともに前年より長くなっていますが、なかでも不動産業、鉱業などでは前年よりかなり長くなっています。(表27)

産業別の労働時間をみてみますと、卸売及び小売業(一九三・一時間)、製造業(一九二・九時間)が比較的長く、製造業のなかでも紡織業(一九八・二時間)、印刷出版業(一九七・七時間)などが労働時間の長い産業です。労働時間が短いのは金融及び保険業で(女子一七四・二時間、男子一七九・二時間)この傾向は例年同じです。(表28)

又労働者と職員では一般に男女とも労働者の労働時間のほうが長く、製造業についてみますと女子の労働者は一九三・三時間、男子二一〇・三時間、職員はそれぞれ一九〇・七時間と二〇〇・八時間となっており、所定外労働時間では男女とも労働者のほうが長くなっています。

出勤日数は男女とも前年より一ヵ月平均女子〇・二日、男子〇・三日減って、それぞれ二三・五日、二四・一日となっています。(表29)

二、婦人の労働保護状況

労働基準法

労働基準法の中には婦人の労働条件をまもるため、特に次のような定めが散見されています。

人における婦人の保護

男女同一賃金の原則——女子であることを理由に、賃金に差別をつけることを禁ずる。

労働時間及び休日——原則として女子の時間外労働を一日に二時間、一週六時間、一年一五〇時間以内に制限し、休日労働を禁ずる。

深夜業——原則として午後二〇時から午前五時までの間、女子の使用を禁ずる。

危険有害業務の就業制限——女子に運転中の機械や動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査、修繕を行わせること、運転中の機械や動力伝導装置のベルトのかけはずしを行わせること、動力による起重機を運転させること、その他の危険な業務につかせることを禁じ、女子の取扱う重物を制限するなど。

坑内労働——鉱山における、女子の坑内労働を禁ずる。

産前産後の休業——六週間以内に出産予定の女子が請求によって休暇をとることを保障し、産後六週間の就業を禁じている。ただし、産後五週間を経過した女子が請求した場合は、医師が支障がないとみとめた業務につかせることも可能になる。

妊婦の軽易業務への転換——妊娠中の婦人が請求した場合は、軽い業務に転換させなければならない。

育児時間——乳児（生後二年以内）を育てる婦人に、休憩時間のほか、一日二回、各三〇分以上の育児時間をとることを保障する。

生理休暇——生理日の就業が著しく困難な婦人や、生理に有害な業務についている婦人が、休暇を請求することを保障する。

解雇する。

解雇旅費——解雇された女子が、一四日以内に帰郷する場合は、原則として使用者が旅費を負担する。

以上が主だったものですが、このほかにも出産前後の解雇制限、出産のための賃金の非常時払、強制労働の禁止、中間搾取の排除、前借金相殺の禁止、寄宿舎生活の自治など、女子に関係の深い規定があつて、働く婦人をまもつています。

労働基準法中 女子に関する 条文の違反

労働基準法中の女子に関する違反件数は、年々減少しており、一九五七年には一一、五七二件で一九五二年にくらべると約半数になつています。そのうち一番多い違反は従来のおり労働時間及び休日に関するもので、全体の五三%をしめていますが、この年は特に深夜業の禁止違反件数が多く、四〇%をしめています。これには年少者も含まれていますが、その中には女子が多いことが察せられ、過半数が紡織業における違反です。女子の労働時間及び休日に関する違反も紡織業が多く、違反事業場の規模別では一〇〇人未満のものが大部分です。（表30、図28）

また男女同一賃金に関する違反件数は三〇件で前年より更に一四件減少しており、五一年に比べて殆ど四分の一になつていますが、違反内容では本給について差別していたもの、又は精勤手当、物価手当、臨時手当のような各種手当について男女差をつけていたものが大半ばしています。

母性保護規定 の実施状況

さきに述べたように、労働基準法は働く婦人の母性を護るために、いくつかの規定を設けています。婦人少年周では、これらの母性保護規定が、実際に事業場で、どの程度生かされているかを調べるため、毎年女子保護実施状況調査を行つていきますので、次に一九五七年についてのあらましを述べてみましょう。

この調査は特別法〇人以上を使用する事業場に対して行われ、その中回答のある（凡入）事業場の数から推計

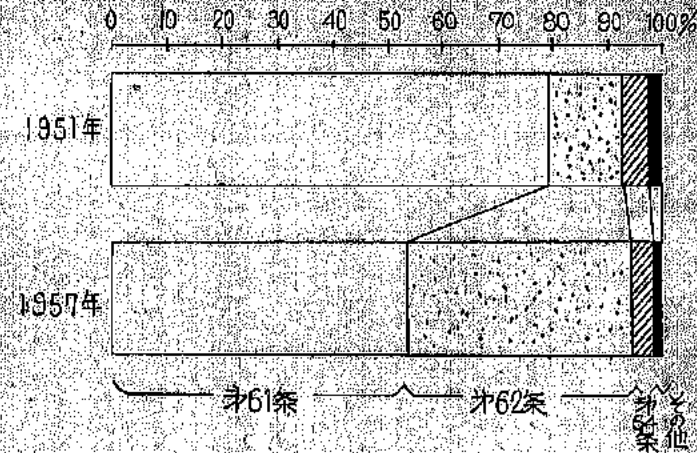
表30 労働基準法女子関係条文違反件数
(1951~57年)

年 別	第4条 男女同 一賃金	第61条 女子の労 働時間及 び休日	第62条 深夜業 の禁止	第63条 危険有 害業務 の制限	第64条 坑内労 働の禁 止	第65条 産前産 後の休 業	第66条 育児時 間	第67条 生理休 暇	第68条 婦人賃 金	女子関 係条文 違反件 数
1951年	130	15,686	2,849	997	89	81	11	161	25	20,079
1952年	95	15,805	2,799	759	182	29	18	31	15	19,723
1953年	110	22,882	3,781	664	148	28	10	91	19	27,727
1954年	53	18,191	2,533	496	74	19	2	64	17	21,479
1955年	50	14,815	2,978	496	62	15	5	32	12	18,463
1956年	44	9,869	3,644	421	64	14	2	28	2	14,088
1957年	30	6,184	4,831	452	60	5	—	3	6	11,576

注) 第62~64条並びに第68条においては男子年少者関係をふくむ。

労働省一労働基準局編

図28 労働基準法女子違反件数(割合)
(1951年、1957年)



注) 上に同じ
資料出所—上に同じ

したものです。

—有夫者と出産状況—

女子労働者のうち有夫者と出産者の状況をみると、この調査では有夫者の割合は一七・四%で、一九五三年の一七・六%から若干増加の傾向があります。

産業別にみると、有夫者の割合が多いのは採炭として煙草製造業の四六・二%、各産業中たえず多い割合をしめし、なお、紡績業(九・〇%)、繊維及び小売業(九・六%)等の産業は特徴的に有夫者数が少くなっています。(表31) 又事業場の規模別にみると労働者数にしろ有夫者の割合をみると、三〇~九九人の事業場が最も多い割合で二二・二%、ついで一〇~四九九人で一七・九%、五〇人以上では一三・九%と規模の小さな事業場ほど有夫者の割合が多いことは異ならないが、本年では五〇人以上での割合が前年に比べて増えていることが注目されます。このように女子労働者中の有夫者の割合が年々増加しつつあることによつて未婚者とは異なつたいろいろな問題がおこるようになっております。(図29)

一九五七年一六年間に出産した女子は女子労働者の二・〇%で有夫者数との関係からみるとその二二・二%となつて、いずれも前年より減少していますが、一方妊娠又は分娩を理由として退職した者は妊娠婦の三八・三%で、前年の二四・四%より逆に増えています。産業別では紡績、建設業などに退職率が高くなつており、製造業、卸売および小売業などが比較的退職率が低くなつています。

なお妊娠婦の退職者を退職の時期別にみると、産前休暇前の退職者は三六・五%、産前産後休暇中の退職者が一〇・五%、産後休暇後の退職者が五三・〇%となつています。

—産前産後の休暇—

産前産後の休暇の取得が女性に及ぼす影響は一八年度の調査結果を基に算出すると、四月、産後四五、四日で、前年よりそれぞれ

図29 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合 (1953~57年)

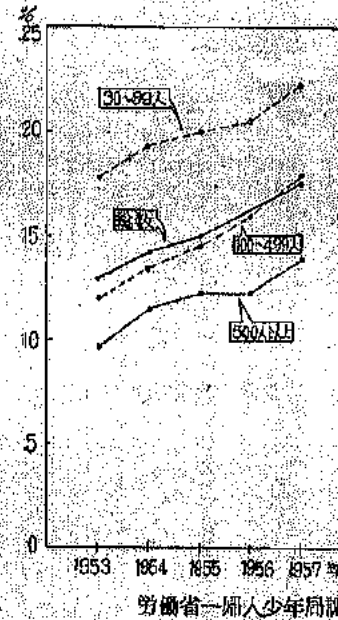


表31 産業別女子労働者の中に占める有夫者の割合 (1955~57年)

産業別	年 別	1957年	1956年	1955年
総 数		17.4%	16.2%	15.0%
試 験		32.5	33.0	31.6
組 設 業		28.4	31.7	21.6
運輸通信及びその他の公益事業		26.1	22.9	20.8
サービス業		22.6	21.1	21.1
金融及び保険業		21.5	18.1	18.0
製 造 業		15.5	18.7	18.5
卸売及び小売業		9.2	9.6	8.1

労働省一婦人少年局調

表32 産前産後休暇者 (割合) (1955~57年)

		1957年	1956年	1955年
産前休暇	休 暇 者 数	100.0%	100.0%	100.0%
	休 暇 日 数 6 週 間 以 内 の も の	73.8	73.6	71.6
	〃 6 週 間 を 超 え る も の	23.5	22.1	22.0
	〃 不 明 の も の	2.7	4.4	3.4
	1 人 平 均 休 暇 日 数	33.4日	33.0日	33.4日
産後休暇	休 暇 者 数	100.0%	100.0%	100.0%
	休 暇 日 数 5 週 間 ~ 6 週 間 以 内 の も の	55.8	62.5	68.8
	〃 6 週 間 を 超 え る も の	30.0	29.0	26.1
	〃 不 明 の も の	4.2	8.5	6.6
	1 人 平 均 休 暇 日 数	45.4日	44.6日	44.0日

労働省一婦人少年局調

れ(産前〇、四日、産後〇、八日)少し多くなっています。これを産前産後それぞれ六週間以内休んだ人と、六週間以上休んだ人とに分けてみると、産前では六週間以内が七三・八%、六週間以上が二五・五%、産後では五週間以上六週間未満が六五・八%、六週間以上が三三・八%といずれも六週間未満の人が多くなっています。(表32)

産前産後休暇中の賃金については、基準法には特に規定がありませんから、各事業場で労働契約・労働協約・就業規則等によって賃金の削減がなされるわけですが、一九五七年の調査では、労働協約又は就業規則中に産休中の給与について定めているのは前年調査の六割で、そのうち最も多かったのは、出産の前後六週間は有給で一〇〇%の賃金を支給するものと四六%、ついで休業中特給で健康保険による出産手当金が支払われるとするもので三六%、五年間の調査に比べると、一九五六年の調査は行われないうえに有給で一〇〇%の賃金を支払う事業場の割合が多くなつて(三三%増加)健康保険によるものが減つて(三三%減少)いることは、有夫者の増加とみあつて注目される実情です。

産前における産前産後休暇

妊娠中の女子の最も低い産業にかわる措置をうけたのは妊婦中一一・九%で前年よりやや割合が多くなつています。産業別にみると建設業が最も多く(一八%)、ついで製造業の一四%、そのなかでは食料品製造業が約半数(四八%)が産前産後に換つて休んで立並んでいます。かわる仕事の内容は職種によつてさまざまですが、大体筋肉労働から事務労働へ、立作業から坐作業へ、交替制勤務から昼間勤務にうつるなどが主なものです。又仕事をかわつた時期は産前六週間より前にかつたものが七八%、六週間以後にかつたものが二二%となっています。(図30)

育児時間及び施設

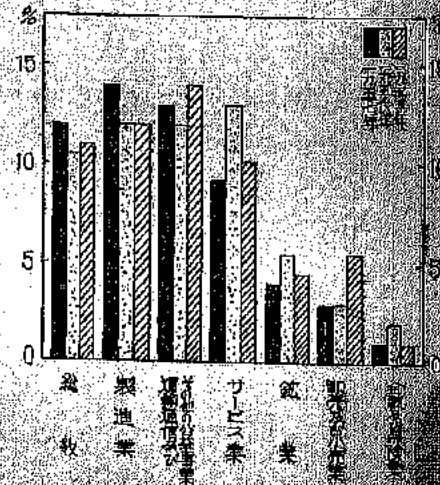
出産者のうち育児時間を請求した人は四四%で、前年と殆ど変わりず、事業場の規模別から見ると、三〇~九九人のところが多い割合が多く、ついで五〇〇人以上の事業場となつています。与えられた時間は、一日二回各三〇分を請求した人が七三%、一日一回各三〇分を請求した人が二七%と、基準法を上回る時間を与えられた人

表33 規模別、育児時間を
請求した者の割合
(1956年, 1957年)
(産婦数=100)

規模別	年別	1957年	1956年
総 数	%	44.9	44.7
80 人~99 人	%	50.6	40.3
100人~499人	%	42.2	44.7
500 人 以 上	%	48.2	47.2

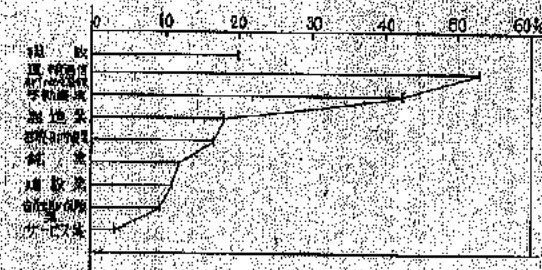
労働省一婦人少年週間

図30 産業別、産前において軽易業務に
転換した者の割合
(1955~57年)



労働省一婦人少年週間

図31 産業別、女子労働者のうち生理休暇を請求した実人員 (割合)
(1957年)



労働省一婦人少年週間

の割合が著しく多くなつてきていることが注目されます。(表33)

参考までに育児時間中の賃金についてみますと、労働協約又は就業規則の中で育児時間中の賃金についてきだめてある事業場は調査事業場の三八%で、五五年の四三%より、更に五四年の七〇%よりいじりしく減少しております。そのうち有給とする事業場は八二%、これまた五五年よりかなり減少しています。

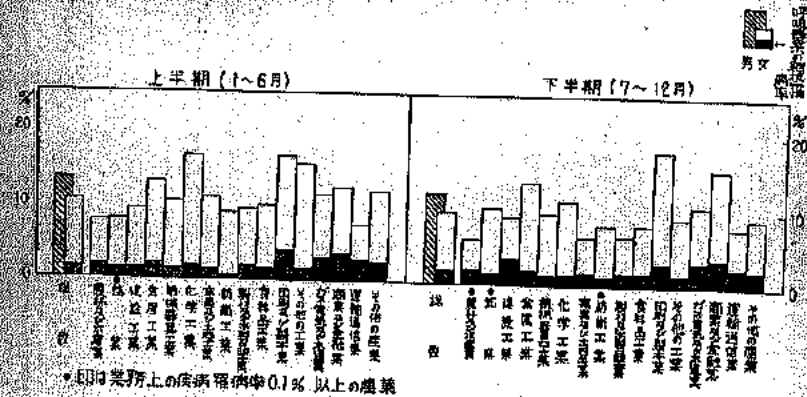
このように年々出産者が増加し、又その約半数が育児時間を利用する現状からみて、婦人労働者の育児がとどろりなく行われるために、授乳施設や託児施設が設けられることがのぞまれますが、専用の授乳施設をもっているものは五五年の調査事業場のうち(五七年には該当調査なし)〇・四%にすぎませんでした。しかし休憩室、同会所、経務室、宿直室等と兼用の施設をもっている事業場が二二・五%あるので、これを併せると約二三%が授乳のための施設をもっているわけです。規模別にみますと大きな事業場に多く設けられており、五〇〇人以上では四六%であるのに対し、三〇~九九人では一四・四%、一〇〇~四九九人では二六・七%となっています。託児施設をもっている事業場はさらに少く、専用、兼用をあわせても三・〇%、五〇人以上の事業場でも六・二%にすぎません。

生理休暇

女子労働者のうち、一九五七年一年間一回でも生理休暇を請求した人は二〇・〇%、つまり五分の一の女子労働者が、生理休暇を少くとも年一回以上とつたこととなります。産業別にみますと、煙草製造業は五九%で、依然全産業中一番高率であり、ついで運輸通信およびその他の公益事業(五三%)となっており、それに反してサービス業(三三%)、金融及び保険業(九%)等は目立って低率です。(図31)

事業場の規模別請求状況をみると、規模の大きいほど多くの人がとっており、五〇〇人以上の事業場は七五%、一〇〇~四九九人では四五%、三〇~九九九人では二〇%となっています。生理休暇をとつた女子労働者の一人平均請求回数は年間を平均して四・八回で、一回の平均日数は一・四日となります。

図32 婦人労働者の産業別罹病率 (1957年)



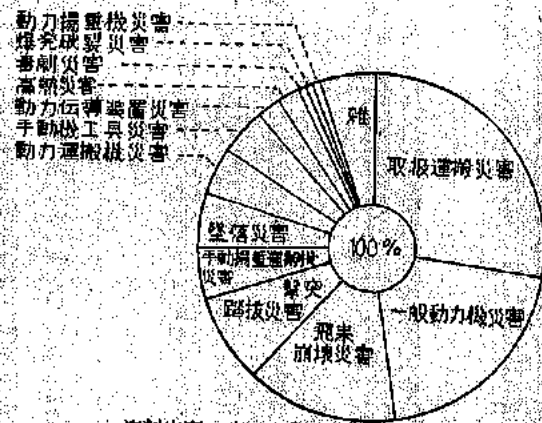
労働省労働基準局一定期健康診断結果報告

表34 産業別男女の死傷災害発生状況 (1957年) (1月~12月)

産業別	負傷件数		%	
	女	男	女	男
計	26,139	470,935	0.70	4.98
製造工業	18,868	150,069	0.86	3.05
建設業	1,419	107,610	3.03	23.02
運輸業	5,976	111,129	4.18	10.20
貿易業	1,256	21,201	1.71	2.59
情報伝達業	1,141	41,630	4.82	16.86
その他	394	27,117	0.88	1.09
合計	1,085	12,185	0.07	0.49

労働省労働基準局一労働者死傷病報告

図33の1 女子労働者の原因別死傷災害発生状況 (1956年)



資料出所一表34に同じ

生計手段に乏しい、労働協約又は就業規則に定められている事業場は調査事業場の五七・八%で、年々減少していく傾向であり、このうち公益関係の産業では、はつきりした定額を定めていた事業場が圧倒的に多くなっています。〔煙草製造業九五・五%、運輸通信及びその他の公益事業七三・八%〕生理休暇を有給とする事業場は七〇・七%で、前年の七七・六%より少なくなっており、そのうち休職日数を三日とするところは三九・九%、三日とするところは二二・四%、「必要日数」というのが二二・〇%となっています。

婦人と労働衛生

労働基準法のきだめにより、特殊の例外を除いて、各事業場は労働者に年一回、又は業務の種類健康診断の結果報告をしますと、一九五七年上半年は女子の罹病率は一〇・七%、男子一三・七%、下半期は女子九・四%、男子一二・〇%で、女子は例年男子より低いのですが、殊に本年は前年より男女とも罹病率が低くなっています。産業別にみた結核の罹病者数は製造業の紡織工業に最も多くみられますが(上半期一、五二四人、下半期五、〇五〇人)罹病率からいえば、産業中最低で(夫々〇・七%、一・三%)結核対策がゆきわたっていることが察せられ、一方商業および金融業(三・四%、三・七%)、ガス・電気及び水道業(二・九%、三・三%)等とかなり高い罹病率が見られる点、比較的危险な有害とみられるような産業よりもかえって結核にかゝる率が多いことに注意がひかれます。(図32)

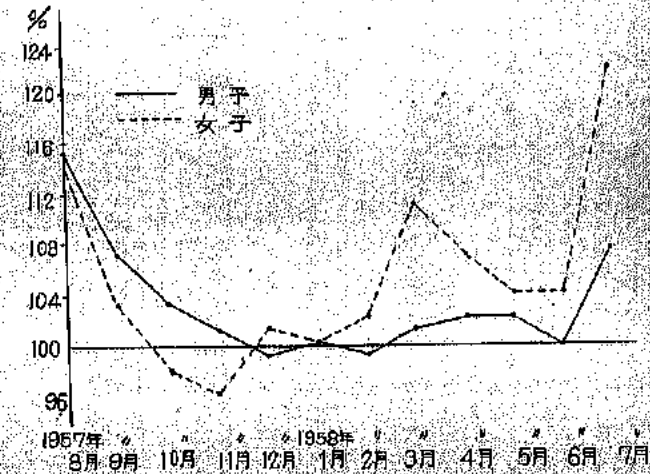
業務上の疾病については、女子は全産業平均罹病率が上半期〇・〇一%、下半期〇・〇五%で、ともに低みですが、鉱業では両半期とも〇・一%をこえています。鉱業及び土石工業および紡織工業でも下半期に〇・一%の罹病率を認め、特に紡織業では例年より高率な罹病者を出しています。

婦人と労働災害

女子は男子に比べて作業の種類が異なっている場合が多く、又労働基準法でも職種によつて業務につくことを制限又は禁止されていることは前述の通りなので、婦人の労働災害は男子に比べ

図33の2 煙火製造事業場における男女別労働者数の推移

(1957年8月～1958年7月)



注) 1958年1月末日の各労働者数を100とする。

労働省—婦人少年局編

てはるかに少くなっています。一九五七年における労働者の総負傷件数は四九万六千件、前年より一割近く増えています。男子は二万五千件で、前年より減っています。男子は前年より増えて四七万件、さつと毎日七〇〇人の婦人労働者と一、三〇〇人の男子労働者がなんらかの災害をうけていることになりました。年々皮合は多少ちがいますが、鉱業、建設事業、貨物取扱事業などは男女ともに災害がおこりやすく、女子の場合には貨物取扱事業に約五%、建設事業に四%の災害発生率をしめています。(要出)

女子の災害発生原因は、物の取扱間違えによつておこる災害、一般動力機による災害、物の飛来崩壊による災害などが主なものであり、その他、ものに衝突したり、釘等をふみぬいてけがをする、墮落災害、車動機工具災害などもよくおこる災害です。(図33の1)

また最近、煙火及び火工品製造、薬品製造工場等における爆発による災害が頻発し、事故の性質上一件あたりの被害が大きく、被害者が婦人であるばあいが多

いのが注目されています。

婦人少年局が煙火関係事業について一九五八年七月末日現在でとりあえず実地に調べたところによりますと、その事故の多い原因として事業のほとんどが零細企業である、したがつて製造設備が整備されていないこと、製品の焼却が季節的(夏期に急増する)であるため臨時に労働者を多く使用していること等があげられています。事例調査を行った全国六七事業場の婦人労働者が総労働者中にしめる割合は七〇・三%、一九五〇年か五八年末までの間に爆発等の事故があつた事業場三八、件数にして延五二件、一事業場で数回の事故を起している例や、一回の事故により十数人の婦人労働者が死傷している例もみられます。

図33の2

四、労働組合の中の婦人

組合加入状況

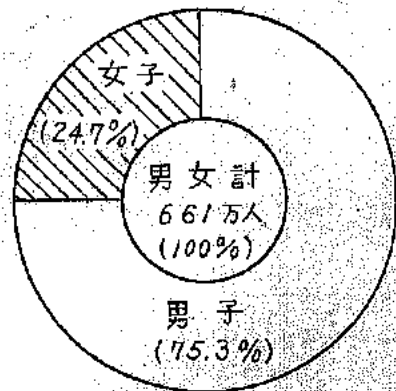
戦後男女ともに急激に増えていった労働組合員数は、その後経済安定計画にともなう事業場の休廃等によつて一九四九年を境として一時減少をみせました。

しかしその後一九五二、三年頃から組合員数は再び徐々に増加しはじめ、女子は五七年には、戦後最高をしめすに至りました。これは雇用者の増加によることは勿論ですが、未組織労働者による組合の新設が多かつたこと、とくに中小企業における未組織労働者の組織化が進んだこと等が原因しているといわれています。

女子組合員数はとくに大きく増加し、一九五七年六月現在で全国の単位労働組合三万六千に加入している女子組合員は一六三万人を数え、前年同月の一五三万人にくらべて六・三％の増加、組合員総数六六〇万人の二四・七％に当ります。(図34、35)これは一九四八年当時の女子組合員数を一〇〇とした場合一割近く増えており、男子に比べて増加率が高くなっています。特に製造業における女子組合員数の増加は著しく、全産業における増加率の六〇％をしめています。又女子雇用者を多数有する産業の組織化が全般的にすすんだので、女子組合員の女子雇用者全体に対する割合(組織率)は前年より上昇して三〇％となり、男子は依然低下の傾向をしめています。

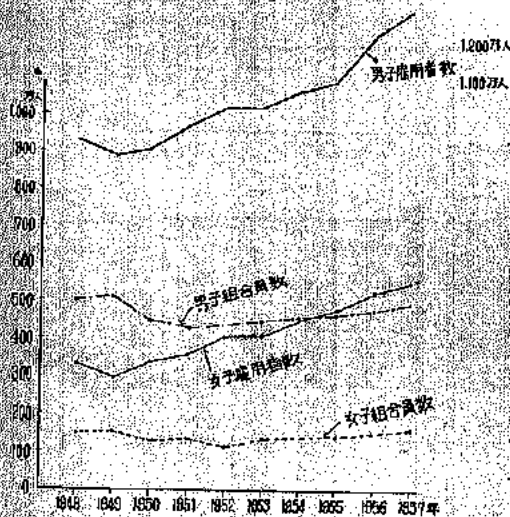
女子組合員の産業別分布状況をみると、最も多数の組合員を有しているのは製造業で全組合員数の四〇％(その半数は紡織業)ついでサービス業の二〇％(そのうち三分の二余は教育、運輸通信その他の公益事業の「二」％)となっていますが、組織率からいいますと組合員数の多い製造業は必ずしも高くなく、雇用者数の減少に比べて組合員数の増加がいちじるしかった公務が最高で八七％をしめし、運輸通信その他の公益事業七〇％、建設業四三％とつづき、製造業は三五％の組織率しかありません。即ち女子雇用者総数の三分の一をしめる製造業では組合員は三人に一人と

図34 男女別単位労働組合員数 (1957年)



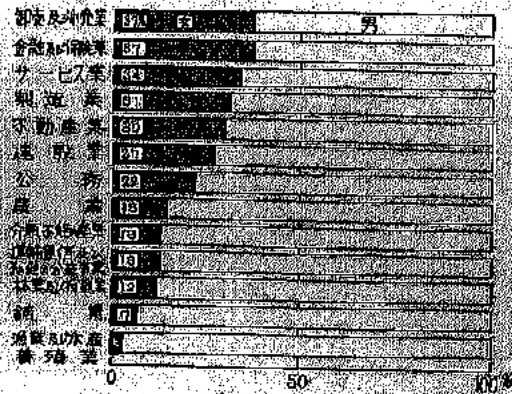
労働省—労働組合基本調査

図35 全産業における年次別、男女別労働者数及び労働組合員数の推移 (1948~57年)



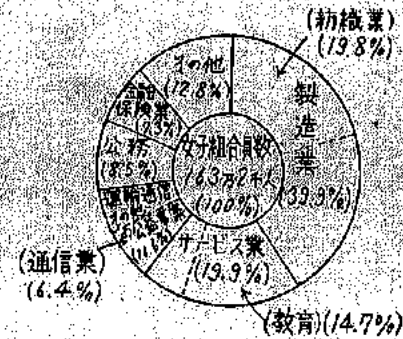
労働省—労働組合基本調査

図38 産業別女子組合員の組合員
総数に対する割合
(1957年)



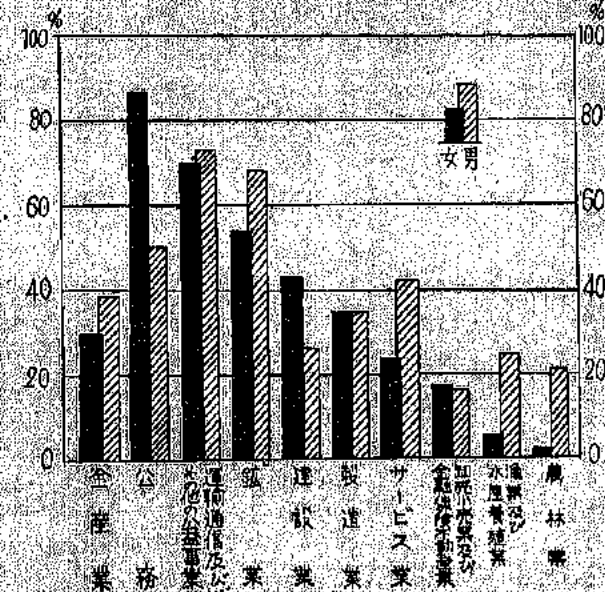
労働省一労働組合基本調査

図36 産業別女子単位労働組合員数 (1957年)



労働省一労働組合基本調査

図37 産業別、男女別指定組織率の比較 (1957年)



労働省一労働組合基本調査

いうことになり、この分野での未組織労働者はまだかなり多いことがわかります。(図36、37)

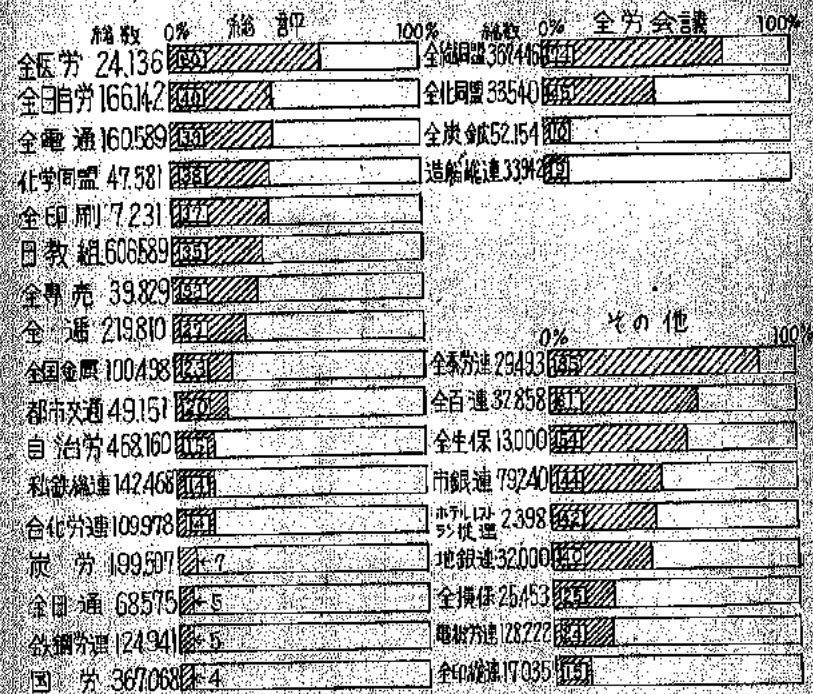
組合員総数中にしめる女子組合員の割合を産業別にみると、女子組合員数が多いのは卸売および小売業、金融保険業、サービス業等で総数の三分の一以上、製造業ではややそれより下回っています。(図38) 製造業のうちでは紡織業、衣服及び身体用品製造業は女子組合員数が総数の七〇%以上を、煙草製造業、ゴム製品製造業では約半数を占めており、これら製造業における女子組合員の優勢は依然つづいており、す。その反面女子組合員が一〇%に達しない産業は輸送用機械器具製造業と、第一次金属製造業となっています。

労働組合には、一つの会社や工場の労働者によって組織される企業別組合、同じ産業、あるいは同じ職業の労働者が横のつながりをもつて全国的な組織をつくる産業別組合、職業別組合などの形がありますが、わが国では企業別組合の形をとるものが圧倒的に多く、その多くは産業別の連合体をつづつています。そしてこれの全国組織や連合体は、更により集めて、上部連合団体を形成しています。

上部連合体としては、総評(日本労働組合総評議会、以下

0% 100%

全労会議	782,459	23%
焼酎	3410,228	100%
新産別	37,933	1%



女子組合員の割合は婦人少年部

組合員数三四万人、全労協職（日本労働組合総連合会）七八万人―総同盟（二六万人をふくむ）、新選別（全国産業別労働組合会議三万八千人）、臨別（全日本産業別労働組合会議一万三千人）があり、その他に以上の組合に加入しない全国組合（一〇三万人）があります。

各団体のなかで、婦人組合員数の割合をみると、全労会議に二三%、総評に一八%、新産別五%となつており、すが、それぞれ加盟団体内での割合では全労傘下の全職同盟（七四%が婦人）、総評では全医労（六〇%）、その他では全産労連（八五%）等が婦人組合員の多い団体です（図39）。

――車組における婦人部の活動――

前に述べたよりの組合のなかの婦人の数は年々増加して、組合の活動においても婦人が大きな役割を始めてきております。しかし現在なお職場における婦人に特殊な問題についての理解は充分とはいえず、婦人組合員は婦人部等の婦人対策機構を設けて、労使ともども男子の認識を深めると同時に、婦人自身に対する教育、サービス等について努力しております。

婦人対策機

このたび婦人少年局で全縣單位組合に回答を求めて得られた三四四組合について、婦人部等の活動状況をみてみますと、そのうち婦人対策機關として、婦人部、青婦対策部など特に部門をもっているところは三一八や（九二%）、そのうち二〇七単組（二五%）は女子が部長となっています。

これらの婦人対策機関は労働組合の規約下とすいて、婦人の特性のためにおかれていること、婦人部の自主的な活動は組合全体の組織の枠の中で行われること等の点で共通しており、目的としては婦人組合員の啓蒙、青年婦人層の地位の向上、経費相互の親睦等がみられます。事業内容としては大衆教育、啓蒙が主体となっており、それに加えて、地位の向上とが、日常生活の改善、その他をとりあげているところもあります。

教育活動

婦人部の活動の中心は、いわゆる教育活動にあるようですが、小さなグループ活動から、組織的な組合活動に至るまで、それぞれの単位の事情に応じて行われています。随時行われているものには職場懇談会、掲示や職場放送によるPR活動、いろいろなサークル活動、定期的なレクリエーション、読書会、図書閲覧等の教育活動等が多いようです。また婦人部の活動があまりきかんでないところで、生花、茶の湯、料理、バレエ、演劇等のクラブ活動から、組織の活動をのばそうとしている例もかなりあります。又婦人労働に関する各種の講座等に婦人部員が参加することもあり一般化しております。

福祉活動

教育活動について婦人部で行われている福祉活動については、働く婦人の母性を保護するための職場施設の改善、立ち作業、冷えこみ、振動などを、椅子を置く、暖房設備を改善する、休憩設備をおく等——。又既婚婦人のための母性保護施設（授乳室、託児所等）の設置、改善等を積極的に行っています。又婦人は職場以外に家事労働の負担も負っているわけですから、生活施設として、洗濯施設や売店、その他の厚生施設を推進しているところもあります。そしてよりよい活動のために福祉施設に対する婦人部員の研究会や、苦情処理等を行う機関をつくっているところもみられます。

その他のサービス活動

婦人部が行っているその他の主な活動は、婦人組合員のための一般サービスで、組合員個々の相談、苦情処理、その他婦人に特殊な職場の問題の解決等で、多いのは労働条件に関連するもので、採用、賃金、昇給昇格、停年、退職についての男女差等があげられます。このような問題について婦人部として適正な解決にみちびく努力を行っております。

これらの婦人対組織間における活動を通して、現在問題とされる点は、公平の地位の低さを当然と考えて教育活動に参加しない婦人の多いこと、組合活動に対する関心の低さ、批判力、発言力の乏しさ、婦人役員選出のむずかしさなどがあげられ、今後とも活動しやすい活動が必要とされるようです。

1958年11月9日 印刷

1958年11月20日 発行

1957年

婦人労働の実情

婦人労働資料 No. 68

東京都千代田区大手町1の7
編集者 労働省婦人少年局

東京都千代田区麹町5の2
印刷所 杉田屋印刷株式会社

